



# 地域脱炭素の加速化について

2024年 11月25日

環境省 地域脱炭素推進審議官グループ



- 1. 地域脱炭素の推進状況**
- 2. 脱炭素先行地域・重点対策加速化事業**
- 3. 地域脱炭素政策の今後の在り方**
- 4. 参考（財政支援）**

---

# 地域脱炭素の進捗状況

---

# 地域脱炭素（地域GX）

- 2050年ネットゼロ・2030年度46%削減の実現には、**地域・暮らしに密着した地方公共団体が主導する地域脱炭素**の取組が極めて重要。
- 地域特性に応じた**地域脱炭素の取組**は、エネルギー価格高騰への対応に資するほか、未利用資源を活用した**産業振興**や非常時のエネルギー確保による**防災力強化**、地域エネルギー収支（経済収支）の改善等、**様々な地域課題の解決**にも貢献し、**地方創生に資する**。

## 地域特性に応じた再エネポテンシャル

- ・豊富な日照  
→**太陽光発電**
- ・良好な風況  
→**風力発電**
- ・間伐材や端材  
・畜産廃棄物  
→**バイオマス発電**
- ・荒廃農地  
→**営農型太陽光**
- ・豊富な水資源  
→**小水力発電**
- ・火山、温泉  
→**地熱発電、バイナリー発電**

## 地域経済活性化・地域課題の解決

### 企業誘致・地場産業振興

- 大規模な電力需要施設であるデータセンター、半導体企業等の誘致
- 太陽光発電や風力発電などの関連地域産業の育成
- 循環型産業（太陽光パネルリサイクル産業等）の育成

### 農林水産業振興

- 営農型太陽光発電収入やエネルギーコスト削減による経営基盤の安定・改善
- 畜産バイオマス発電収入や畜産廃棄物コスト削減による経営基盤の安定・改善
- 林業の新たなサプライチェーン・雇用の創出

### 観光振興

- 観光地のブランド力向上、インバウンド強化

### 防災力・レジリエンス強化

- 避難所等への太陽光・蓄電池の設置によるブラックアウトへの対応
- 自営線マイクログリッド等による面的レジリエンスの向上・エネルギー効率利用

### 再エネの売電収益による地域課題解決

- 地域エネルギー会社等が再エネ導入等により得た利益の一部を還元し、地域課題解決に活用
  - ・地域公共交通の維持確保
  - ・少子化対策への活用
  - ・地域の伝統文化の維持に対する支援 等

## 産官学金労言

地方公共団体・金融機関  
中核企業等が主体的に参画



# 地域脱炭素ロードマップ<sup>°</sup> (令和3年6月9日国・地方脱炭素実現会議決定) の概要



## 地域脱炭素ロードマップの主要施策

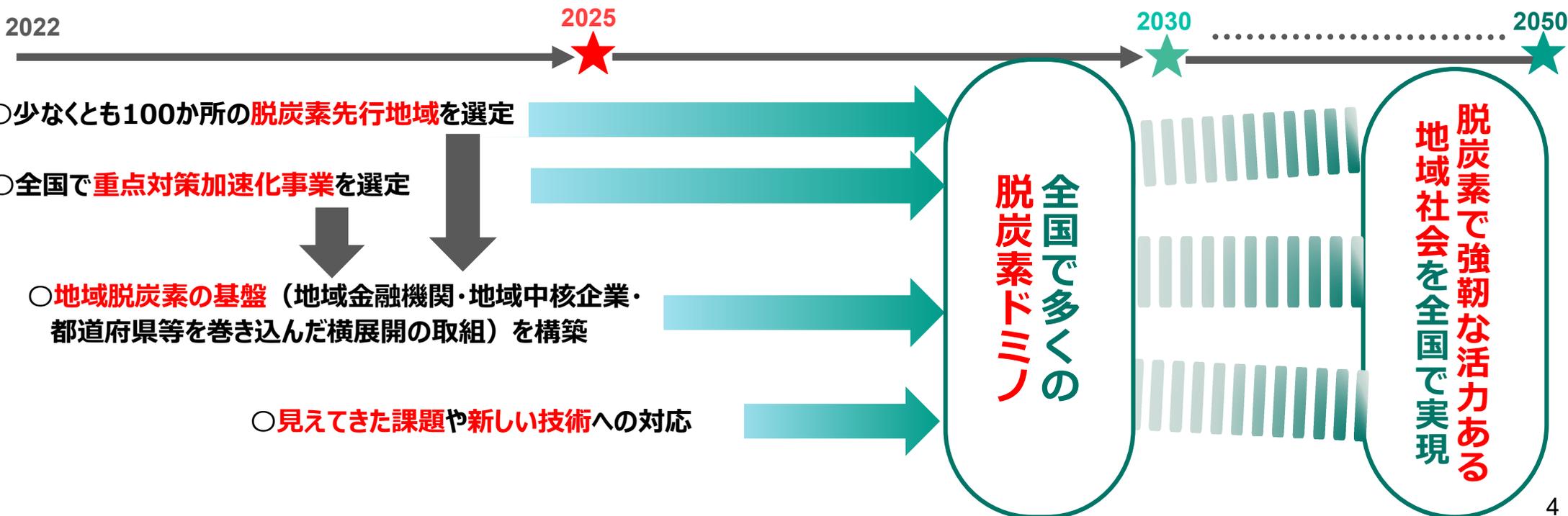
地域脱炭素ロードマップ<sup>°</sup> (令和3年6月9日国・地方脱炭素実現会議<sup>※</sup>決定・同年10月22日閣議決定地球温暖化対策計画) に基づき、脱炭素事業に意欲的に取り組む地方公共団体等を複数年度にわたり継続的かつ包括的に支援する**地域脱炭素推進交付金** (令和4年度創設、令和7年度概算要求額：762億円、令和6年度予算：425.2億円) により、

- ①**脱炭素先行地域**：脱炭素と地域課題解決の同時実現のモデルとなる**脱炭素先行地域**を2025年度までに少なくとも**100か所**選定し、2030年度までに実施
- ②**重点対策加速化事業**：全国で重点的に導入促進を図る**屋根置き太陽光発電、ZEB**(ゼロエネルギービルディング)、**ZEH**(ゼロエネルギーハウス)、**EV**(電動車) 等の**重点対策加速化事業**を実施

※国・地方脱炭素実現会議構成メンバー

<政府> 内閣官房長官(議長)、環境大臣(副議長)、総務大臣(同)、  
内閣府特命担当大臣(地方創生)、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣

<地方自治体> 長野県知事、軽米町長、横浜市長、津南町長、  
大野市長、吉崎市長



## (1)脱炭素先行地域づくり

- 脱炭素先行地域(2030年度までに民生部門の電力消費と中心にCO2排出の実質ゼロを実現する地域)について、**82地域を選定**(2024年11月時点)し、**地域脱炭素推進交付金**により支援。
- 脱炭素先行地域の範囲を超えて活躍する地域エネルギー会社等との連携により、**脱炭素先行地域外への展開に向けた地域脱炭素の基盤構築を推進**。(脱炭素先行地域の取組を波及させる仕組)
- 選定された脱炭素先行地域の**先進性・モデル性の類型**について、「地域課題解決」、「地域脱炭素の基盤創出」等の4つの観点から整理し、2024年3月以降公表。
- 毎年度のフォローアップを通じて、**特筆すべき取組事例や課題克服事例**を発信。
- 事業開始後3年程度を目途に**中間評価**を実施し進捗を確認。

## (2)脱炭素の基盤となる重点対策の全国実施

- 全国で重点的に導入促進を図るべき屋根置き等の**自家消費型太陽光発電、ZEB・ZEH、地域共生型再エネ、ゼロカーボン・ドライブ**等の取組を地方公共団体が複数年度にわたり複合的に実施する**重点対策加速化事業**については、**149地方公共団体を選定**(令和6年11月時点)し、**地域脱炭素推進交付金**(令和6年度予算425億円、令和5年度補正予算135億円)により支援。
- 地方公共団体・事業者等の利便性向上の観点から、**地域脱炭素の取組に対する関係府省の主な支援ツール・枠組み(1府6省164事業)**を2022年度以降、毎年度取りまとめ公表。
- 地方公共団体実行計画(事務事業編)に基づいて行う公共施設等の脱炭素化に係る地方単独事業に対して、**脱炭素推進事業債**を2023年度に創設(事業費1000億円。2023年度同意等予定額は約604億円。)

## (3)地域の実施体制構築と国の積極支援のメカニズム構築

- 地方環境事務所が中心となった**地方支分部局間の連携**や地域ぐるみでの脱炭素経営支援体制構築モデル事業等により**地域の支援体制を確保**。
- 区域の排出量算定ツール(自治体排出量カルテ)や地域経済循環分析ツール等の**政策立案等に資するツール**を提供。
- 脱炭素まちづくりアドバイザー制度**を創設しこれまで96件の専門家を地方公共団体に派遣。また、地方公共団体職員等に対する**研修を実施**。
- 脱炭素アドバイザー資格制度認定事業**により、脱炭素化推進に向けて適切な知識を備えた人材がその機能を発揮できるように取組を推進
- 株式会社脱炭素化支援機構による投融資**(2024年10月時点30件)や**ふるさと融資**の特例により金融面から支援。

## (4)ライフスタイルイノベーション

- カーボンフットプリント(CFP)算定指針公表**や企業の**CFP算定支援**により脱炭素化の**見える化**を促進。
- 脱炭素につながる新しい豊かな暮らしの実現に向けた国民の行動変容を起こすための国民運動として、**デコ活**を推進。

## (5)制度改革等(ルールイノベーション)

- 地域共生型再エネの促進に向け、地球温暖化対策推進法に基づく**再エネ促進区域制度**を創設。47の再エネ促進区域が設定済。
- 洋上風力**について、環境影響評価法の相当する手続を適用しないこととする制度の創設を盛り込んだ**再エネ海域利用法**の改正法案を検討。
- 地熱発電**について、**地熱開発のリードタイムを二年短縮**するとともに、**自然公園法・温泉法の運用見直し**やIoT活用によるモニタリングを実施。
- 住宅・建築物**について、建築物省エネ法を改正し、**原則全ての新築住宅・非住宅に省エネ基準適合を義務付け**。

# 地方公共団体による脱炭素の取組の加速化

## ゼロカーボンシティ宣言

- **ゼロカーボンシティ（2050年までに二酸化炭素排出実質ゼロ）**を宣言した地方公共団体の数は、「2050年カーボンニュートラル宣言」時（令和2年10月）は166団体だったが、**1,122団体（令和6年9月末時点）**に増加



## 地方公共団体実行計画（区域施策編）

- 都道府県・市区町村において、温対法に基づき区域内の温室効果ガス排出削減等を行うための**地方公共団体実行計画を策定済みの団体**は、令和元年10月には**569団体**であったが、令和5年10月には**727団体**になる等、**地域脱炭素の動きが加速化**。（都道府県・指定都市・中核市・施行時特例市に義務付け、その他市町村は努力義務。）

## 公共施設・公用車の脱炭素化

- 令和3年度から令和5年度にかけて、ZEBの各種認証を取得済の地方公共団体数は**123団体増加し、146団体**。
- 令和3年度から令和5年度で、地方公共団体の**ZEB認証取得建築物数は約8倍増加し、195件**。
- 公共施設において**再エネ由来電力メニュー**による電力調達を行っている地方公共団体の割合は、令和3年度から令和5年度にかけて**9.5%増加し21.4%**。
- 地方公共団体の一般公用車における電動車導入割合（ストック）は、令和3年度から令和5年度にかけて**2.5ポイント増加し9.7%**。台数ベースでは同期間に**47.5%増加し22,901台**。

## 地方公共団体における独自予算措置・条例

- 地方公共団体において、地域脱炭素を推進するための**再エネ・蓄電池等の導入支援に対する独自の予算措置が拡大**
- また、**太陽光発電設備の義務付け条例や地域共生型再エネに関する条例が増加**

# 地方公共団体実行計画制度の策定状況

■ 地方公共団体実行計画の策定状況については以下の通り。小規模な団体における策定・実行が課題。

## 地方公共団体実行計画策定状況（2023年10月時点調査）

全ての地方公共団体へ義務付け

団体区分	回答団体数	事務事業編		区域施策編	
		策定団体数	策定率	策定団体数	策定率
都道府県	47	47	100%	47	100%
政令指定都市	20	20	100%	20	100%
中核市	62	62	100%	62	100%
施行時特例市	23	23	100%	23	100%
その他人口10万人以上の市区町村	176	176	100%	142	80.7%
人口3万人以上10万人未満の市区町村	483	479	99.2%	234	48.4%
人口1万人以上3万人未満の市町村	453	425	93.8%	108	23.8%
人口1万人未満の市町村	524	425	81.1%	91	17.4%
その他市区町村計 (政令指定都市、中核市、施行時特例市除く)	1,636	1,505	92.0%	575	35.1%
<b>計（都道府県＋市区町村）</b>	<b>1,788</b>	<b>1,657</b>	<b>92.7%</b>	<b>727</b>	<b>40.7%</b>
地方公共団体の組合	1,508	632	41.9%		
<b>計</b>	<b>3,296</b>	<b>2,289</b>	<b>69.4%</b>		

都道府県、政令指定都市、中核市、施行時特例市に義務付け

# 政府実行計画に準じて取り組む地方公共団体実行計画（事務事業編）

- 地方公共団体は、地球温暖化対策推進法に基づき、地方公共団体実行計画（事務事業編）を策定し、かつ、**政府実行計画に準じた取組を行う**ことが求められている。
  - ※ 政府実行計画では、**2030年度までに50%削減**（2013年度比）の目標を掲げ、以下の取組を記載。  
政府実行計画に含まれていない上下水道や廃棄物処理等については、各団体の実状にあった取組を適宜追加。
- 「GX実現に向けた基本方針（令和5年2月10日閣議決定）」において、地方公共団体は、公営企業を含む全ての事務及び事業について、**地域脱炭素の基盤となる重点対策**（地域共生・ひ益型の再エネ導入、公共施設等のZEB化、公用車における電動車の導入等）を**率先して実施**することが求められている。

## 政府実行計画（令和3年10月22日閣議決定）に盛り込まれた主な取組内容

### 太陽光発電

設置可能な政府保有の建築物（敷地含む）の約**50%以上**に太陽光発電設備を設置することを目指す。



### 新築建築物

今後予定する新築事業については原則ZEB Oriented相当以上とし、2030年度までに**新築建築物の平均でZEB Ready相当**となることを目指す。

※ ZEB Oriented：30～40%以上の省エネ等を図った建築物、ZEB Ready：50%以上の省エネを図った建築物

### 公用車

代替可能な電動車がない場合等を除き、新規導入・更新については2022年度以降全て電動車とし、ストック（使用する公用車全体）でも2030年度までに**全て電動車**とする。



※電動車：電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド自動車、ハイブリッド自動車

### LED照明

既存設備を含めた政府全体のLED照明の導入割合を2030年度までに**100%**とする。

### 再エネ電力調達

2030年までに各府省庁で調達する電力の**60%以上**を再生可能エネルギー電力とする。

### 廃棄物の3R + Renewable

プラスチックごみをはじめ庁舎等から排出される廃棄物の**3R + Renewable**を徹底し、**サーキュラーエコノミーへの移行**を総合的に推進する。

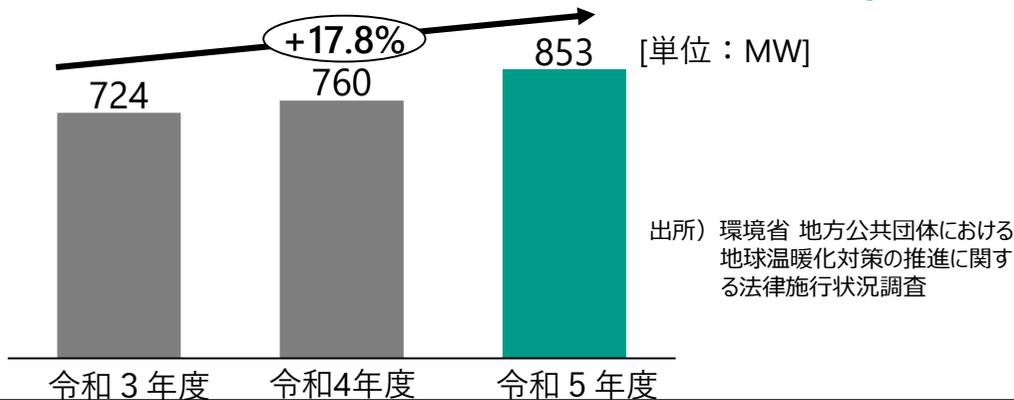


合同庁舎5号館内のPETボトル回収機

# 地方公共団体実行計画事務事業編の取組状況①（公共施設等の太陽光・ZEB）

- 地方公共団体の公共施設（建築物及び建築物に付属する敷地における太陽光発電設備容量実績）は853MWで、令和3年度の設備容量（724MW）から**17.8%増加**。
- 公共施設等のZEBの各種認証を取得済の団体数は**146団体**で、令和3年度から**123団体増加**。認証種別に見ると、ZEB Readyが117と最も多い。
- 公共施設等のZEB認証取得建築物数は令和5年度に**195**であり、前年度から**80増加**。

## 地方公共団体の公共施設等（建築物及び建築物に付属する敷地）における太陽光発電設備容量実績（令和3年度～令和5年度）



## ZEBの各種認証を取得済の団体数・建築物数（令和3年度～令和5年度）



\*令和3年度調査では「施設数」ベース、令和4・5年度調査では「建築物数」ベース

出所) 環境省 地方公共団体における地球温暖化対策の推進に関する法律施行状況調査

## ZEBの各種認証を取得済の団体数・回答団体における割合（令和5年度）

団体区分	団体数	%
都道府県	12	8.2%
政令指定都市	10	6.8%
中核市	8	5.5%
施行時特例市	5	3.4%
人口10万人以上で、上記以外の市区町村	23	15.8%
人口3万人以上10万人未満の市区町村	42	28.8%
人口1万人以上3万人未満の市区町村	28	19.2%
人口1万人未満の市区町村	15	10.3%
地方公共団体の組合	3	2.1%

## 公共施設等のZEBの各種認証別建築物数（令和5年度）

認証区分	建築物数
ZEB	37
Nearly ZEB	28
ZEB Ready	117
ZEB Oriented	13

# 地方公共団体実行計画事務事業編の取組状況②（公用車・再エネ電力メニュー）

- 一般公用車における電動車導入割合は9.7%で、令和3年度調査の7.2%から2.5ポイント増加。台数ベースでは22,901台で、同15,527台から47.5%増加。
- 公共施設において再エネ由来電力メニューによる電力調達を行っている団体の割合は21.4%で、令和3年度調査結果の11.9%より9.5%増加。
- 公共施設における全消費電力のうち再エネ由来電力が占める割合について、「0~40%」と回答している団体が最も多いが、「100%」と回答した団体も13団体確認される。

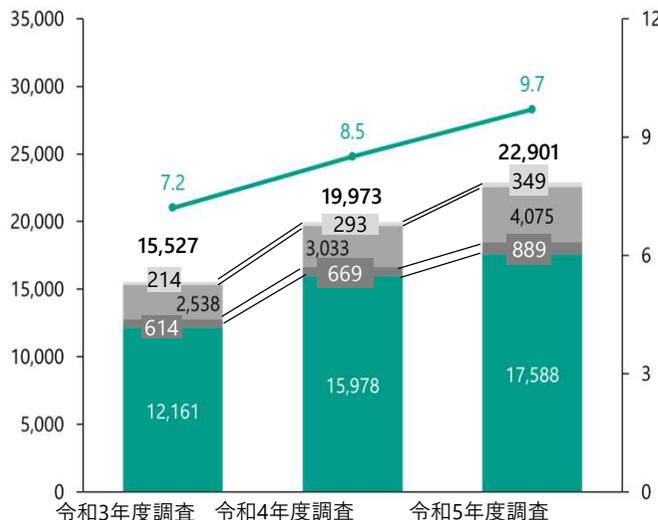
## ■ 一般公用車における電動車導入割合（種類別）（令和5年度）

種類	台数	割合
全公用車	235,363	-
電動車計	22,901	9.7%
電気自動車（EV）	4,075	1.7%
燃料電池自動車（FCV）	349	0.1%
プラグインハイブリッド自動車（PHV・PHEV）	889	0.4%
ハイブリッド自動車（HV）	17,588	7.5%
その他（ガソリン車、ディーゼル車等）	212,462	90.3%

## ■ 一般公用車における電動車の導入台数及び導入割合の推移

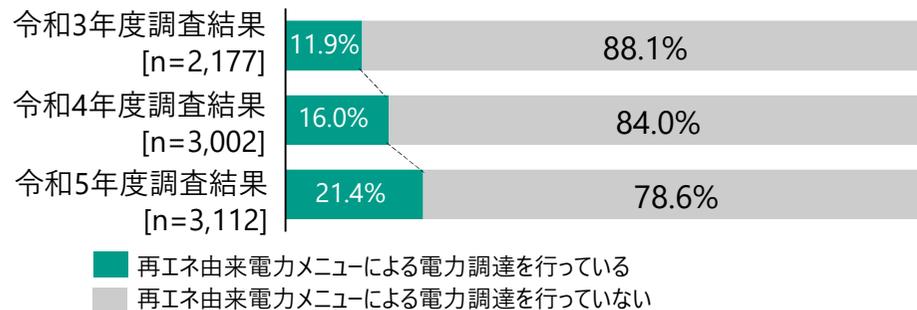
- 燃料電池自動車(FCV)
- プラグインハイブリッド自動車 (PHEV)
- 公用車における電動車割合
- 電気自動車(EV)
- ハイブリッド自動車 (HV)

出所) 環境省 地方公共団体における地球温暖化対策の推進に関する法律施行状況調査



\*通常の行政事務の用に供する乗用自動車（乗車定員10名以下のものに限る。）であって、普通自動車・小型自動車および軽自動車であるものをいう。消防車、救急車、パトカー等の特種用途車は対象外とする。  
 \*\*電気自動車（EV）、燃料電池自動車（FCV）、プラグインハイブリッド自動車（PHEV）、ハイブリッド自動車（HV）を対象とする。

## ■ 公共施設等において再エネ由来電力メニューによる電力調達を行っている団体割合 ※一部事務組合含む



## ■ 公共施設等における再エネ由来電力メニューによる調達電力量割合（令和5年度） ※一部事務組合含む

調達電力量割合	%	団体数
100%	0.4%	13
80%以上100%未満	0.6%	19
40%以上80%未満	1.9%	59
40%未満（0%を含まない）	18.5%	575
0%（不明含む）	78.6%	2,446

# 地方公共団体における独自の予算措置・条例の事例



## 独自の予算措置

### 秋田県

- **再エネ工業団地整備事業** R6当初 369,241千円  
再生可能エネルギーを活用した工業団地（再エネ工業団地（下新城地区、旧能代西高等学校跡地））を整備
- **我が社の脱炭素化促進事業** R6当初 3,549千円  
「脱炭素アドバイザー資格」の取得や「CO2排出量可視化サービス」の利用に要する費用への助成。中小事業者を対象とした省エネセミナーや脱炭素経営に関する業種別セミナーを実施

### 京都府

- **再生可能エネルギー導入加速化事業費** R6当初 929,000千円  
太陽光発電など再生可能エネルギーの更なる導入及び活用の拡大に向け、家庭や事業者のニーズに応じた発電設備等の導入に対する支援を実施

### 川崎市

- **市域への再エネ普及・地産地消に向けた住宅用太陽光発電設備、蓄電池等の導入支援のための新たな補助制度の創設** R6当初 204,251千円
- **カーボンニュートラルコンビナートの形成** R6当初 33,971千円  
CO2フリー水素等の供給・需要拡大や炭素循環による化石資源の低減など、臨海部をカーボンニュートラル化しながら産業競争力を強化する取組の推進
- **カーボンニュートラル化を目指した廃棄物処理施設の中長期的な整備構想の策定に向けた取組** R6当初 15,878千円

### 愛媛県

- **電動車導入加速化事業費** R6当初 103,600千円  
運輸部門のCO2削減に向け、個人に対するEV購入補助に取り組む市町や、急速充電設備の新設等を行う法人等を支援するとともに、県公用車のEV化を推進
- **新エネルギー関連設備等導入促進支援事業費** R6当初 54,600千円  
家庭や地域単位での新エネルギーの導入を着実に進めるため、家庭向け燃料電池や蓄電池、ZEHの導入に補助を行う市町を支援

### 富山県

- **県営水力発電所リプレース事業** R6当初 4,581,530千円  
4発電所（庄東第一、大長谷第二、仁歩、若土）について、固定価格買取制度を活用したリプレース（全面的更新）を実施

### 福岡市

- **自動車部門の脱炭素化推進** R6当初 160,327千円  
次世代自動車（EV・FCV等）の車両購入や急速・普通充電設備設置に対する助成、カーシェアリング普及に向けた啓発、事業用貨物車等におけるバイオ燃料の実証事業等を実施
- **FCモビリティの導入推進** R6当初 59,066千円  
FCゴミ収集車の導入、FC救急車の実証
- **まちづくりへの水素実装** R6当初 258,260千円  
九州大学箱崎キャンパス跡地における水素供給パイプラインの整備や水素ステーションの検討等

## 独自の条例

- 東京都や川崎市では、令和7年4月から建築物への太陽光発電設備等の設置が義務化。  
（大規模建築物は建築主を、住宅等の小規模建築物はハウスメーカー等が義務対象者新築・増築等の建築物が対象、既存の建築物は対象外）  
\* 先行地域や重点対策加速化事業に採択されている長野県、仙台市、相模原市等では同様の条例制定の動きがみられている。
- 宮城県は、0.5ヘクタールを超える森林(国有林・地域森林計画対象)を開発した区域に設置された太陽光、風力、バイオマス発電設備を対象に、法定外税を新設。  
（令和5年11月に総務大臣同意、令和6年4月に施行。温対法に基づく再エネ促進区域等<sup>は</sup>非課税）

# 地域における脱炭素の取組の加速化、基盤構築（波及効果）の事例



## 公共施設の脱炭素化

- 千葉市は、全ての公共施設(約750施設)の電力消費に伴うCO2排出実質ゼロの実現について、目標として掲げる2030年より前倒し2026年度に達成する見込み。
- 豊田市は、公共施設(211施設)について太陽光発電設備の導入等により、設置可能な公共施設の再エネ導入を2030年度までに100%完了し、政府実行計画の目標を上回る取組を実施。
- 秋田県は、脱炭素先行地域の取組により、流域下水道処理施設での消化ガス発電の導入等を行い、公共施設の脱炭素化に取り組むと同時に、下水道等の資源・資産を活用して経営改善を図り、下水道使用料に係る住民負担の低減を目指している。脱炭素先行地域以外のその他流域下水道処理施設においても、太陽光発電設備のPPAによる実装に向けた検討を開始。

## 地方公共団体と運輸部門との連携

- ヤマト運輸(株)は、川崎市と連携し、市内の高津千年営業所において全配送車(25台)をEV化するほか、独自のEMSを構築。営業所内の電力使用量、太陽光発電設備の発電量、蓄電池の充放電量をリアルタイムで可視化・自動調整を行うとともに、川崎未来エナジー(株)から地産の再エネ電力を確保し、100%再エネによる営業所を全国で初めて整備。本取組を全国の営業所に展開予定。
- 阪神電気鉄道(株)は、尼崎市と連携し、ゼロカーボンベースボールパークの開業及び市内の阪神電鉄の6駅とバス26台等の脱炭素化を実施。また、先行地域の取組を契機として、グループ会社である阪急電鉄(株)とともに2025年4月から2社の鉄道事業の全ての電力(全線(約193km)・全駅)を脱炭素化することが決定。

## 地方公共団体と金融機関との連携

- 滋賀銀行は、太陽光発電を導入する顧客向けの住宅ローン金利の優遇や事業者に対するサステナビリティ・リンク・ローンのほか、「(株)しがぎんエナジー」を全額出資により設立し、PPA事業を自ら実施。また、滋賀銀行自身の脱炭素化も進め、カーボンニュートラル店舗を新設。
- 山陰合同銀行は、銀行法改正により子会社の業務範囲が拡大されたことを受け、全国の銀行初となる再エネ発電事業を行う「ごうぎんエナジー(株)」を全額出資により設立。脱炭素先行地域である米子市・境港市や松江市と連携して取組を推進。
- 川崎信用金庫は、脱炭素に向けて取組を進める事業者向け融資商品や、太陽光発電・高効率給湯等のエネルギー消費性能の向上に資する設備分の金利を実質0%にする住宅ローン等の金融商品の開発を実施。また、川崎信金自身の脱炭素化も進め、80%以上の再エネ切替えのほか、一部支店は「ZEB Ready」認証取得。

## 地方公共団体と地域エネルギー会社との連携

- 川崎未来エナジー(株)は、川崎市及び事業者・金融機関7社が出資し設立。これまで市外に流出していたごみ焼却施設から生み出される再エネを市内需要家・公共施設へ供給。さらに、再エネ電源開発やオンサイトPPA事業等に取り組むことを検討等しており、地域脱炭素の基盤として川崎市内に脱炭素の取組が波及されていくことが期待される。
- (株)球磨村森電力は、PPA方式による太陽光発電設備の導入とともに蓄電池を活用した最適な充放電制御システムを構築し地産地消を推進。また、熊本県あさぎり町の「(株)あさぎりエナジー」や五木村の「(株)五木源電力」と連携し各者で発電事業を実施する一方、球磨村森電力が小売電力事業を一括して担い採算性の向上に取り組む。
- ローカルエナジー(株)は、米子市・境港市及び中海テレビ放送等5社が出資。ケーブルテレビ事業者である中海テレビ放送と連携し、個人・企業等へ供給するとともに需給管理等の業務の内製化も実施。

---

# 脱炭素先行地域・重点対策加速化事業

---

# 脱炭素先行地域とは

- 地域脱炭素ロードマップに基づき、**2025年度までに少なくとも100か所の脱炭素先行地域を選定し、脱炭素に向かう地域特性等に応じた先行的な取組実施の道筋**をつけ、**2030年度までに実行**
- 農村・漁村・山村、離島、都市部の街区など多様な地域において、**地域課題を解決し、住民の暮らしの質の向上を実現**しながら脱炭素に向かう取組の方向性を示す。

## 脱炭素先行地域とは

民生部門（家庭部門及び業務その他部門）の電力消費に伴うCO2排出の実質ゼロを実現し、運輸部門や熱利用等も含めてその他の温室効果ガス排出削減も地域特性に応じて実施する地域。

$$\boxed{\text{民生部門の電力需要量}} = \boxed{\text{再エネ等の電力供給量}} + \boxed{\text{省エネによる電力削減量}}$$



## スケジュール

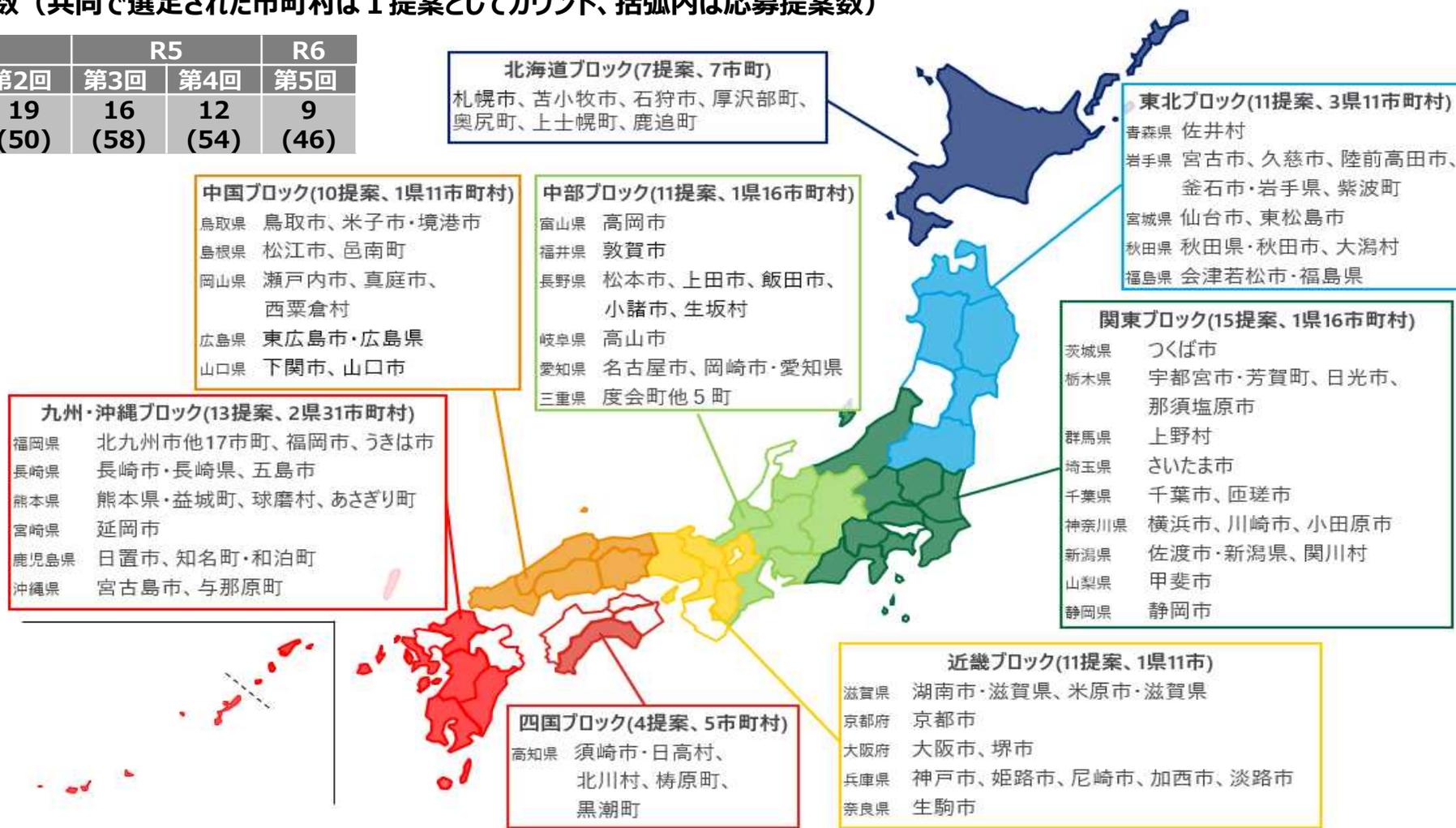
	第1回選定	第2回選定	第3回選定	第4回選定	第5回選定	第6回選定
募集期間	<2022年> 1月25日～2月21日	<2022年> 7月26日～8月26日	<2023年> 2月7日～2月17日	<2023年> 8月18日～8月28日	<2024年> 6月17日～6月28日	未定
結果公表	4月26日	11月1日	4月28日	11月7日	9月27日	未定
選定数	26 (提案数79)	20 (提案数50)	16 (提案数58)	12 (提案数54)	9 (提案数46)	-

# 脱炭素先行地域の選定自治体（第1回～第5回）

- 脱炭素と地域課題解決の同時実現のモデルとなる脱炭素先行地域を2025年度までに少なくとも100か所選定し、2030年度までに実現する計画。
- 第1回から第5回までで、全国38道府県108市町村の82提案（38道府県67市32町9村）を選定し、取組を実施。

年度別選定数（共同で選定された市町村は1提案としてカウント、括弧内は応募提案数）

R4		R5		R6
第1回	第2回	第3回	第4回	第5回
26 (79)	19 (50)	16 (58)	12 (54)	9 (46)



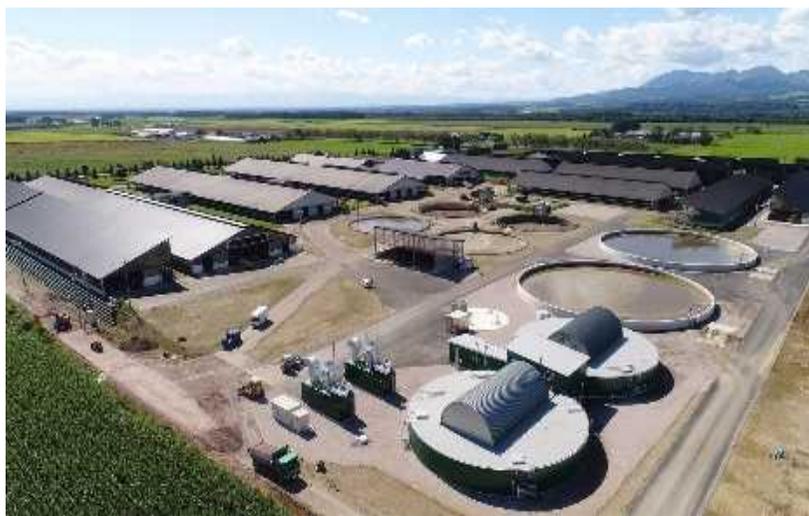
## 畜産ふん尿等を活用した全町脱炭素化 (北海道上士幌町)

<対象エリア>

町内全域

<取組内容>

- 畜産ふん尿を活用した**バイオガス発電**及び町有地等を活用した**大規模太陽光発電**等の再エネを、地域において実績のある**地域新電力「かみしほろ電力」**に供給することにより、かみしほろ電力の体制強化及び供給件数の拡大を図り、町全域の民生部門を脱炭素化
- 災害時に**防災拠点**となる役場庁舎等の**主要な公共施設**において**マイクログリッドを構築**し、レジリエンスを強化



バイオガスプラント

## RE100産業団地の創出×データセンター等誘致 (北海道石狩市)

<対象エリア>

石狩湾新港地域内REゾーン、公共施設群

<取組内容>

- 石狩湾新港地域内の**REゾーン**に立地する電力消費の大きい**データセンター**及び周辺施設に対して、**太陽光発電設備**と**木質バイオマス発電設備**、**洋上風力発電**から再エネ電力を供給
- 再エネポテンシャルを地域の優位性とし、**更なる産業集積**を目指す
- 木質バイオマス発電の**燃料の地産地消・安定調達**に向けて、森林組合や林業事業者等から成る**未利用バイオマス供給協議会**を設立



石狩湾新港洋上風力発電所



京セラゼロエミッションデータセンター

## 下水道の脱炭素化×住民負担の軽減 (秋田県・秋田市)

### <対象エリア>

秋田市向浜地域の公共施設群

### <取組内容>

- 秋田県臨海処理センターの敷地内に**消化ガス発電**や**風力発電**、**太陽光発電**を導入し、自営線により電力を供給
- 県内施設の中でもエネルギーコストが大きい施設へ再エネを活用することにより、**下水道使用料に係る住民負担を軽減**



秋田県臨海処理センター

## LRTを中心としたゼロカーボンムーブの実現 (栃木県宇都宮市・芳賀町)

### <対象エリア>

JR宇都宮駅東側のLRT沿線エリア

### <取組内容>

- 太陽光発電・大規模蓄電池を導入して100%再エネで稼働するLRTやEVバスを中心に**ゼロカーボンムーブ**を実現
- 需要家側蓄電池の制御やEVバスを調整電源として活用し、**高度なEMS**を構築し、中心市街地の脱炭素化を実現



全国初の全線新設LRT: Light Rail Transit  
(令和5年8月供用開始)

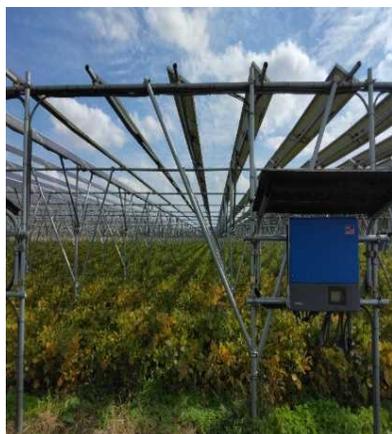
## 脱炭素×農地再生 (千葉県匝瑳市)

### <対象エリア>

中央地区（公共・商業施設が集積）、飯倉地区（福祉・医療施設等が集積）、豊和・春海地区（オフサイト供給の拠点）

### <取組内容>

- 営農型太陽光発電による売電収入、バイオ炭販売やそのカーボンクレジット収益等の新たな収入源を確保する農業経営モデルを構築することで、高収益化や新規就農者確保、関係人口増加を推進
- 営農型SSの再エネを地域新電力「しおさい電力」が需要家へ供給
- 「市民エネルギーちば」が中心となって運営するソーラーシェアリング・アカデミーを通じ、市内外へ営農型太陽光発電のノウハウ共有等を実施



営農型ペロブスカイト太陽電池の  
実証実験

営農型太陽光発電(豊和・春海地区)

## 業務集積地区の脱炭素化（オフサイトPPA・地域間連携） (神奈川県横浜市)

### <対象エリア>

みなとみらい21地区の民間・公共オフィス、商業施設等

### <取組内容>

- MM21の施設への太陽光発電設備の導入に加え、市内郊外部の未利用スペース（市営住宅や調整池等）に新たに導入する太陽光発電設備や既設の廃棄物発電、風力発電等から再エネ等を供給
- さらに連携協定を締結した東北13市町村等から再エネを調達
- 「みなとみらい二十一熱供給株式会社」の熱供給事業において、既存プラントの熱源の更新・増強及びエネルギー使用効率の高い最新鋭機器を導入した新プラントの建設



みなとみらい21含む市内沿岸部

## 脱炭素×地場産業育成（使用済みPVリサイクル） （富山県高岡市）

### <対象エリア>

中心市街地、福岡金属工業団地

### <取組内容>

- 中心市街地等への**太陽光発電設備等の導入**を推進
- **市の基幹産業であるアルミ産業**を巻き込み、先行地域内外で発生する**使用済み太陽光発電設備**を**再生アルミ資材**に**マテリアルリサイクル**し、資源循環を推進、省エネ改修や創エネ設備の設置に活用
- 廃アルミの資源循環の取組拡大によって**地域循環経済を確立**、**産業の活性化**を目指す



高岡市中心市街地



福岡金属工業団地

## 脱炭素×地域公共交通維持確保 （長野県上田市）

### <対象エリア>

上田電鉄別所線沿線、沿線6自治会、沿線公共施設群

### <取組内容>

- **上田電鉄別所線**において鉄道用送電設備を活用した**自営線マイクログリッド**を構築し、平時は別所線の**ゼロカーボン運行**を実現するとともに、**災害時のレジリエンス強化**。
- 地域エネルギー会社が太陽光発電等を導入し**沿線住民に対し再エネを供給するとともに、契約時に乗車時に使えるポイントを付与**。全国的な課題である赤字ローカル線に対し、地域の再エネ供給を通じた**電気料金削減と沿線住民による利用促進**を目指す。



上田電鉄別所線

## 地域協同型小水力発電による地域資金循環 (岐阜県高山市)

### <対象エリア>

小水力発電立地町内会・旧町村市街地（20エリア）

### <取組内容>

- 地域住民に予め維持管理や共同出資などの地域参画や地域貢献手法を発電事業者から提示して合意形成を図ることで**地域協働型小水力発電**を整備する「**飛騨高山モデル**」を更に推進
- 事業で得られた**収益の一部**を地域のまちづくりの取組等の原資とすることにより、**地域サービスとして還元**
- **地域新電力「飛騨高山電力」**が、小水力発電の電力供給に加え、製材端材による**木質バイオマス発電**の熱電併給を実施することで、**再エネの地産地消と地域経済循環の実現**を目指す

### 地域協働型の小水力発電所整備

#### 【飛騨高山モデル】



飛騨高山モデル



小水力発電施設

## 脱炭素×スマート農業 (島根県邑南町)

### <対象エリア>

商業・医療・教育施設等が集中するエリア（矢上地区、中野地区、田所地区）、町内全域の公共施設

### <取組内容>

- **地域新電力「おおなんきりエネルギー株式会社」**が、公共施設、事業所、住宅等に太陽光発電・蓄電池を設置し自家消費を進めるとともに、**オフサイト太陽光発電やソーラーシェアリング等の再エネを地域内に供給**することにより、地域外へ流出していた電気料金を地域内で循環。
- **スマート農業**を推進するとともに、**ハウスのエネルギー源**や**農耕具の電化**を進め、重油消費抑制によるCO2排出削減と作業の効率化を進め、余剰電力については、鳥獣害対策として、電気柵に活用



牧草地におけるソーラーシェアリング



公共施設に導入された太陽光発電

# 脱炭素先行地域の取組事例⑥

## 脱炭素×林業活性化・生ごみ等資源化 (岡山県真庭市)

### <対象エリア>

市内全域の公共施設

### <取組内容>

- **木質バイオマス発電所の増設**により一定規模の安定な木材需要を創出し、市の製造業の30%を占める**木材関連産業の活性化**。広葉樹林や耕作放棄地における早生樹等の**未利用資源も活用**。
- **生ごみ等資源化施設**（真庭市くらしの循環センター）を新設し、生ごみ、し尿、浄化槽汚泥等をメタン発酵させて**バイオガス発電**を行うとともに、**消化液から製造した濃縮バイオ液肥を農地で活用**して**地域資源循環システム**を構築
- 生ごみ等の資源化により可燃ごみの約40%削減が可能となり、**ごみ焼却場3施設を1施設に統合**、廃棄物処理のコストやCO<sub>2</sub>排出を削減



既存の木質バイオマス発電所



真庭市くらしの循環センター  
(2025年1月本格稼働)

## 県主導のRE100産業団地の創出×半導体産業誘致 (熊本県)

### <対象エリア>

阿蘇くまもと空港周辺地域（阿蘇くまもと空港、産業集積拠点等）

### <取組内容>

- RE100を標榜する世界的半導体メーカー「**TSMC**」の**進出**に合わせて、阿蘇くまもと空港に隣接する**産業集積拠点等へ再エネを供給**することで、**RE100を目指す企業の誘致**を加速
- 民間施設への太陽光発電設備・蓄電池の導入に加え、ダム湖での**水上太陽光発電設備**や**木質バイオマス発電設備**等の導入によって再エネを確保
- 再エネ電気を供給する県主導の地域エネルギー会社を新設し、民生・産業部門の全県的な脱炭素化を目指す。



上：阿蘇くまもと空港周辺エリア

右：2023年3月に供用開始した

阿蘇くまもと空港の新旅客ターミナルビル



# 重点対策加速化事業の選定自治体（令和4年度～令和6年度）

■全国で重点的に導入促進を図る屋根置き太陽光発電、ZEB・ZEH、EV等の取組を地方公共団体が複数年度にわたり複合的に実施する重点対策加速化事業について、149自治体を選定（35府県、88市、26町）

令和4年度開始	令和5年度開始	令和6年度開始
<b>32自治体</b> (11県、15市、6町)	<b>77自治体</b> (18県、47市、12町)	<b>40自治体</b> (6府県、26市、8町)

**中国ブロック(4県、10市町)**

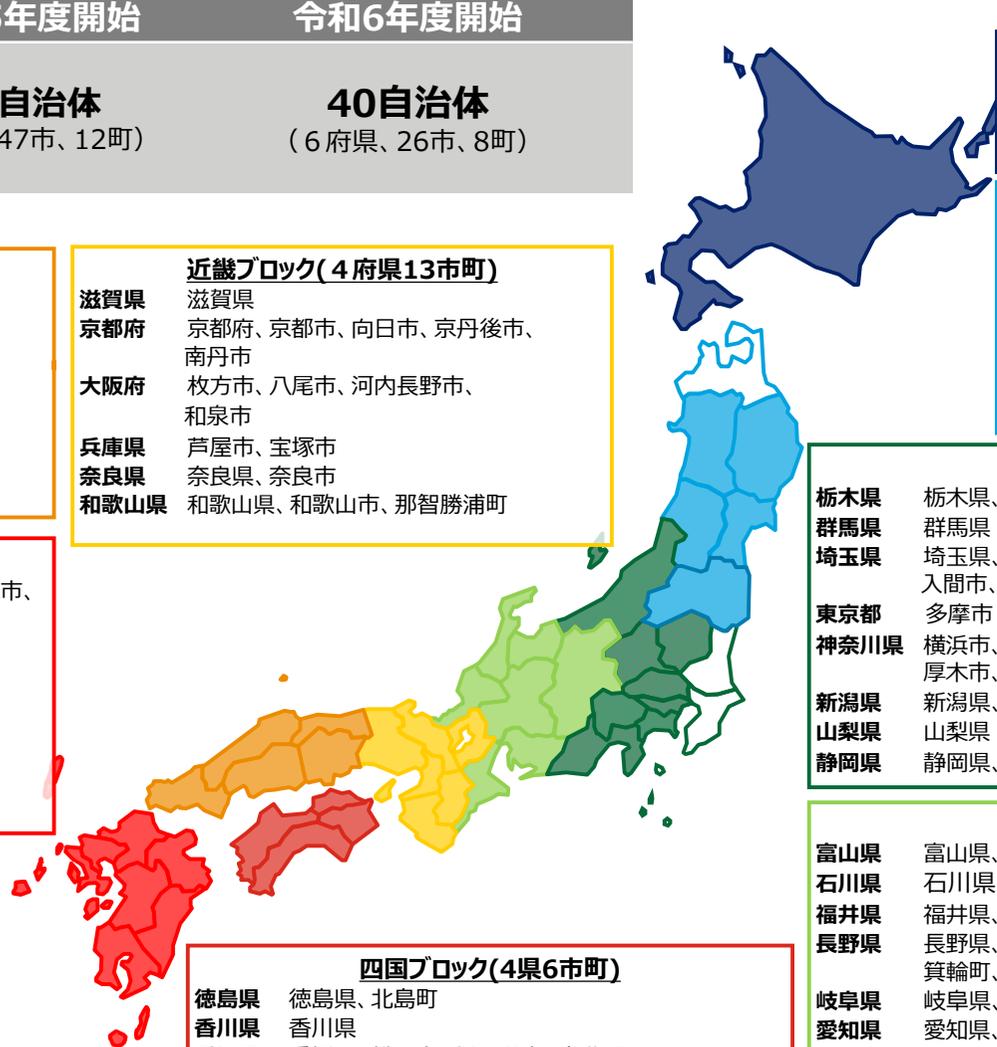
**鳥取県** 鳥取県、南部町  
**島根県** 島根県、出雲市、美郷町  
**岡山県** 岡山県、新見市、瀬戸内市  
**広島県** 呉市、福山市、東広島市、廿日市市、北広島町  
**山口県** 山口県

**近畿ブロック(4府県13市町)**

**滋賀県** 滋賀県  
**京都府** 京都府、京都市、向日市、京丹後市、南丹市  
**大阪府** 枚方市、八尾市、河内長野市、和泉市  
**兵庫県** 芦屋市、宝塚市  
**奈良県** 奈良県、奈良市  
**和歌山県** 和歌山県、和歌山市、那智勝浦町

**九州ブロック(6県、15市町)**

**福岡県** 福岡県、北九州市、福岡市、久留米市、宗像市、糸島市、大木町  
**佐賀県** 鹿島市  
**長崎県** 長崎県、松浦市  
**熊本県** 熊本県、熊本市、荒尾市  
**大分県** 大分県、中津市  
**宮崎県** 宮崎県、串間市、三股町  
**鹿児島県** 鹿児島県、鹿屋市、南九州市



**北海道ブロック(10市町)**

**北海道** 札幌市、苫小牧市、登別市、当別町、二セコ町、喜茂別町、滝上町、土幌町、鹿追町、白糠町

**東北ブロック(4県、12市町)**

**岩手県** 岩手県、宮古市、一関市、矢巾町  
**宮城県** 宮城県、仙台市、東松島市  
**秋田県** 鹿角市  
**山形県** 山形県、山形市、長井市  
**福島県** 福島県、喜多方市、南相馬市、広野町、浪江町

**関東ブロック(6県24市町)**

**栃木県** 栃木県、那須塩原市  
**群馬県** 群馬県  
**埼玉県** 埼玉県、さいたま市、秩父市、所沢市、春日部市、入間市、新座市、白岡市  
**東京都** 多摩市  
**神奈川県** 横浜市、相模原市、横須賀市、藤沢市、小田原市、厚木市、大和市、開成町  
**新潟県** 新潟県、新潟市、長岡市、燕市、妙高市  
**山梨県** 山梨県  
**静岡県** 静岡県、浜松市、沼津市、富士市

**中部ブロック(7県、24市町)**

**富山県** 富山県、富山市、魚津市、氷見市、小矢部市、立山町  
**石川県** 石川県、金沢市、加賀市、津幡町  
**福井県** 福井県、越前市  
**長野県** 長野県、伊那市、佐久市、東御市、安曇野市、箕輪町、高森町、木曾町、小布施町  
**岐阜県** 岐阜県、美濃加茂市、山県市  
**愛知県** 愛知県、岡崎市、半田市、豊田市  
**三重県** 三重県、いなべ市、志摩市

**四国ブロック(4県6市町)**

**徳島県** 徳島県、北島町  
**香川県** 香川県  
**愛媛県** 愛媛県、松山市、新居浜市、鬼北町  
**高知県** 高知県、高知市、土佐町

# 重点対策加速化事業の取組事例①

## 脱炭素×林業活性化 (島根県)

- 事業者向け補助について、温暖化対策に関する独自目標を設定・宣言している「しまねストップ温暖化宣言事業者」を対象とすることで、当該事業者を対象とした省エネ診断等のソフト事業と連動して県内事業者の脱炭素化を進める。
- 個人向け補助として、森林県の強みを活かし、**県産木材「しまねの木」を活用したZEH、ZEH+への補助**により、家庭部門の脱炭素化、循環型林業を推進する。その際、**県産木材の供給から設計・施工までをグループ化して取り組む団体（中小工務店が中心）が建築した住宅を対象**とすることで、中小工務店を育成。

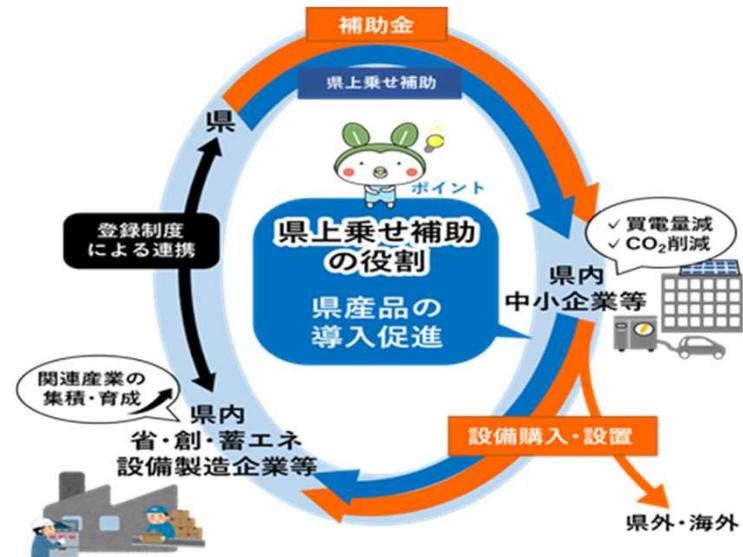
県産木材「しまねの木」を活用した住宅



## 脱炭素×地場産業育成 (山口県)

- 瀬戸内海沿岸地域の**日射量**、日本海沿岸地域の**風況**、内陸山間地域の**林産資源や河川**など、**再エネの恵まれた資源**を有している。
- 県内には、太陽光パネルや太陽熱温水器などの製造メーカーをはじめ、**再エネに関連する先端的な技術を有する企業が集積**している。
- 省・創・蓄エネ関連産業が多く立地している特色を踏まえ、「**山口県産省・創・蓄エネ関連設備登録制度**」を活用する事業において、**県内事業者の育成**を図る。
- 太陽光発電設備やEV・充放電設備等の導入に当たっては、多種多様（規模や用途、地域）な県有施設を選定し、**ゼロカーボン・ドライブの普及啓発拠点として整備**する。

取組イメージ

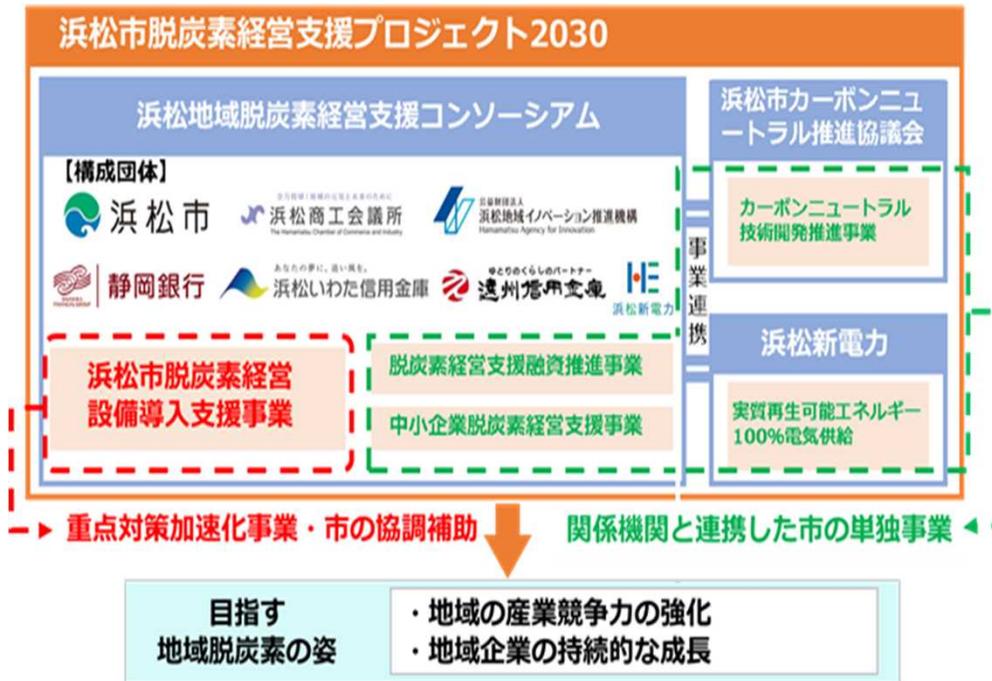


※民間事業者向け間接事業

# 重点対策加速化事業の取組事例②

## 産官学金による地域企業の脱炭素化支援 (静岡県浜松市)

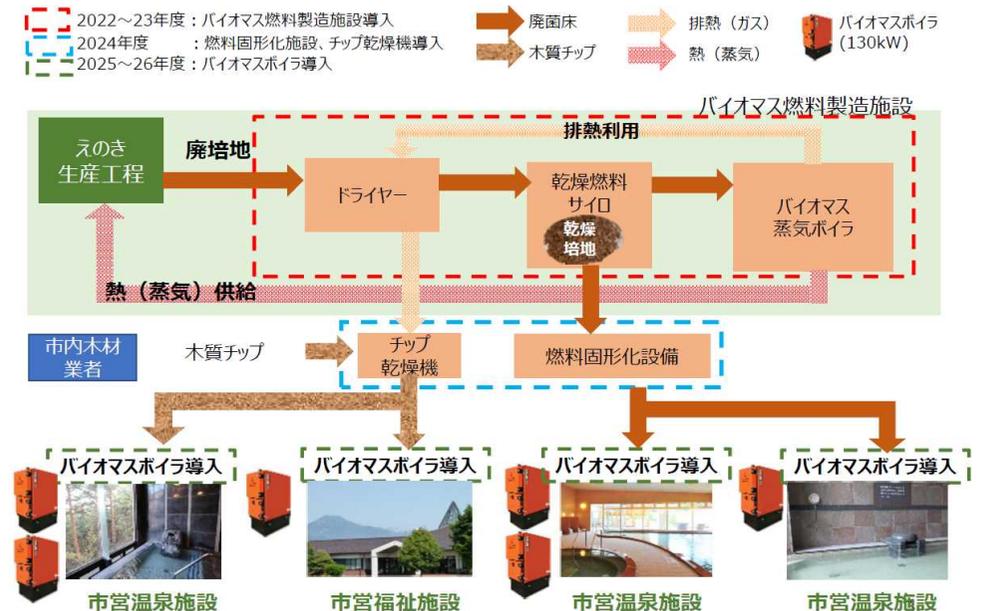
- 2024年から「浜松市脱炭素経営支援プロジェクト2030」を開始し、**市、商工会議所、産業支援機関、金融機関、地域エネルギー会社**からなる「**浜松地域脱炭素経営支援コンソーシアム**」を通じて、地域企業の脱炭素経営の実現に向けた伴走支援を実施する。
- 事業実施にあたって、**融資手数料の補助制度の創設や、市職員の脱炭素アドバイザー資格の取得によるスキル向上**など市の**単独事業**を企業支援に活用するとともに、設備導入については本交付金を活用し、**太陽光発電設備の導入に対しては市費による上乗せ協調補助を行う**など、地域企業の脱炭素経営を総合的に支援する。



## 脱炭素×林業（きのこ生産）活性化 (長野県安曇野市)

- 長野県は、きのこ生産量が国内トップであるが、生産に伴って発生する**廃培地の処理に苦慮**している。安曇野市は、**廃培地を乾燥・固形化することでバイオマスボイラ向けの燃料として、地産地消**する計画。
- バイオマス燃料製造施設を導入することで、**廃培地の燃料化**だけでなく隣接するきのこ工場やチップ乾燥機への**熱供給が可能**になる。作成されたチップや固形燃料は、市営の温泉施設や福祉施設のバイオマスボイラーで利用され**化石燃料からの転換に寄与**する。
- 従来は廃培地の処理に費用が発生していたが、燃料化することで、収益化も可能になり、**全国的な課題である廃培地利用の先進事例**となることを目指す。

### バイオマス利用スキーム



# 重点対策加速化事業の取組事例③

## 地域エネルギー会社による地域還元型モデル (愛知県半田市)

- 地元建設会社（八洲建設株式会社）の関連会社（株式会社ビオクラシックス半田、株式会社にじまち）や地域金融機関（半田信用金庫、知多信用金庫）が出資する地域エネルギー会社（半田・知多地域エネルギー）等が、公共施設・事業者への太陽光・蓄電池の導入をPPA方式で実施することを想定している。
- 地域エネルギー会社は、上記の余剰電力に加え、オフサイトPPA方式によるため池太陽光やソーラーシェアリングの電力を公共施設に供給し、利益は、地方公共団体との協定に基づき、再エネへの投資や子育て支援、脱炭素に関する産業観光ツーリズムの企画等を通じて地域に還元する。
- なお、個人への蓄電池の導入に対して、愛知県の単独事業と連携した上乗せ協調補助を実施。



## 県と連携した脱炭素まちづくり (埼玉県春日部市)

- 埼玉県が支援する「埼玉県版スーパー・シティプロジェクト※」の区域となっている駅周辺を重点区域と設定し、太陽光・蓄電池について個人向けについては、重点区域における導入を、事業者向けについては、重点区域及び工業団地等における導入について優先的に採択し、重点区域については、補助額を高めする。  
※持続可能なまちづくりを行う市町村を埼玉県が支援するプロジェクト
- 公共施設でのオンサイトPPAや水田地域でのオフサイトPPAを行うことにより、地産地消を促進し、2028年までに公共施設において調達する電力の70%（市庁舎については100%）を再エネへ転換する。
- 個人向け太陽光・蓄電池の補助に対して、市費による上乗せ協調補助を実施する。
- コミュニティバスのEV化を行うとともに、本交付金を活用して導入する太陽光発電設備の再エネにより充電し、公共交通のグリーン化を推進する



# 脱炭素先行地域・重点対策加速化事業を契機とした地域における脱炭素の基盤構築（波及効果）



○令和4年度よりスタートした脱炭素先行地域、重点対策加速化事業では、**地域脱炭素の基盤構築（先行地域等の範囲を超えて活動をし得る地域金融機関・地域の中核企業・都道府県等を巻き込んだ取組）**を重視。

## ＜地域における脱炭素の基盤構築（波及効果）の主な例（脱炭素先行地域、重点対策加速化事業）＞

都道府県牽引型	熊本県が、先行地域を契機に県主導の地域エネルギー会社を設立し、太陽光・バイオマス発電設備等を導入して阿蘇くまもと空港と隣接する産業集積拠点に再エネを供給。当該拠点に <b>RE100を目指す企業等の誘致に加え、県全域における中小企業等への再エネ供給を目指す</b>	都道府県牽引型（垂直連携）	岐阜県、三重県、香川県、長崎県などが、県内市町村の家庭や事業所向け太陽光発電設備導入に係るノウハウが乏しいことを踏まえ、市町村経由の補助制度を重点対策加速化事業を活用して創設。仕様の作成等を支援することで、再エネ設備導入ノウハウの市町村への展開を図る
地域間連携型	連携中枢都市の北九州市が、 <b>圏域17市町</b> への再エネ導入の計画づくりを地域エネルギー会社と連携して実施するとともに、採算性の悪い施設も含められる等のPPAの実施方法を工夫し、圏域の各市町における導入を加速化する <b>ソーラーシェアリングの実績が豊富な匝瑳市</b> が、ソーラーシェアリングに取り組む自治体（ <b>関川村、米原市、あさざり町、江戸川区</b> ）と協定を締結、ノウハウの共有や太陽光パネルの共同調達による調達コスト低減等に取り組む	地域間連携型	熊本市が中心となって、 <b>熊本連携中枢都市圏（8市10町2村）</b> に対する太陽光発電設備・蓄電池の導入を行うとともに、圏域においてPPA方式での太陽光発電設備導入のノウハウを共有し、事業の効率化や水平展開を図る
地域エネルギー会社連携型	湖南省の地域新電力（ <b>こなんウルトラパワー(株)</b> ）が、湖南省の先行地域づくり事業において、 <b>PPA方式</b> で太陽光設置を行うとともに、余剰電力の買い取り及び利益の地域還元を実施し、 <b>当該モデルを周辺自治体に展開</b>	地域エネルギー会社連携型	半田市の重点を契機に、地元中核企業や地域金融機関が出資する地域エネルギー会社（ <b>半田・知多地域エネルギー(株)</b> ）が設立され、公共施設・事業者への太陽光発電設備・蓄電池導入を実施するとともに、利益を半田市との協定に基づき地域還元
地域金融機関連携型	湖南省の共同提案者である <b>滋賀銀行</b> が、先行地域を契機に、太陽光発電を取り付ける住宅の新築・増改築を対象として <b>適用金利や保証料を引き下げる住宅ローン</b> を令和5年度に創設し、 <b>先行地域外においても提供を開始</b>	地域金融機関連携型	浜松市、静岡銀行、浜松いわた信用金庫、遠州信用金庫等からなる「浜松地域脱炭素経営支援コンソーシアム」を通じて、中小企業の脱炭素経営の実現に向けた伴走支援を実施し、金融機関が伴走支援のノウハウを蓄積し、他地域へ展開
中核企業連携型	<b>ヤンマーホールディングス(株)</b> が、 <b>米原市</b> と共同で先行地域において実施する耕作放棄地でのソーラーシェアリングについて、 <b>他県の農業者を呼び込み</b> 、ソーラーシェアリングのノウハウを他地域へ展開	中核企業連携型	<b>(株)九南、米良電機産業(株)</b> を中心とした「三股町脱炭素きゅうなん隊」が、民間提案制度を活用し、 <b>三股町の公共施設への太陽光導入及びマイクログリッド構築を行うとともに、ノウハウを周囲の定住自立圏域市町に展開</b>
地元事業者育成型	<b>石狩市</b> が、先行地域に選定されたことを契機として、石狩及び空知の森林組合や木材流通業者、重機メーカーなどで構成する協議会を通じ、バイオマス発電への <b>林地残材の供給のためサプライチェーンを構築</b>	地元事業者育成型	山形県、新潟県、鳥取県などが、国の基準を上回る独自の住宅断熱性能基準を設定するとともに、地元工務店の活用や技術向上研修の実施を通じて、 <b>地元事業者を育成しながら事業を実施</b>

# 地域脱炭素推進交付金

■ 地域脱炭素ロードマップ、地球温暖化対策計画等に基づき、民間と共同して意欲的に脱炭素に取り組む地方公共団体等に対して、複数年度にわたり継続的かつ包括的に支援。

令和4年度予算	20,000百万円	令和4年度第2次補正予算	5,000百万円	令和5年度補正予算	13,500百万円
令和5年度予算	32,000百万円	令和5年度GX予算	3,000百万円		
令和6年度予算	36,520百万円	令和6年度GX予算	6,000百万円		
令和7年度要求	66,221百万円	令和7年度GX要求	10,000百万円		

地域脱炭素移行・再エネ推進交付金		特定地域脱炭素移行加速化交付金				
脱炭素先行地域づくり事業		民間裨益型自営線マイクログリッド等事業				
<b>交付対象</b>	脱炭素先行地域づくりに取り組む地方公共団体 (一定の地域で民生部門の電力消費に伴うCO2排出実質ゼロ達成等)	脱炭素先行地域に選定されている地方公共団体				
<b>交付率</b>	原則 2 / 3 ※1	原則 2 / 3 ※1				
<b>上限額</b>	50億円 / 計画 ※2	50億円 / 計画 ※2				
<b>支援内容</b>	<table border="0"> <tr> <td><b>再エネ設備</b> ・地域の再エネポテンシャルを最大限活かした再エネ等設備の導入 再エネ発電設備 (太陽光、風力、バイオマス等)、再エネ熱・未利用熱利用設備等</td> <td><b>基盤インフラ設備</b> ・地域再エネ等の利用の最大化のための基盤インフラ設備の導入 蓄エネ設備、自営線、再エネ由来水素関連設備、エネマネシステム等</td> <td><b>省CO2等設備</b> ・地域再エネ等の利用の最大化のための省CO2等設備の導入 ZEB・ZEH、断熱改修、ゼロカーボンドライブ、その他各種省CO2設備等</td> </tr> </table> <p>効果促進事業 ・上記設備導入と一体となって、効果を一層高めるソフト事業 等</p>	<b>再エネ設備</b> ・地域の再エネポテンシャルを最大限活かした再エネ等設備の導入 再エネ発電設備 (太陽光、風力、バイオマス等)、再エネ熱・未利用熱利用設備等	<b>基盤インフラ設備</b> ・地域再エネ等の利用の最大化のための基盤インフラ設備の導入 蓄エネ設備、自営線、再エネ由来水素関連設備、エネマネシステム等	<b>省CO2等設備</b> ・地域再エネ等の利用の最大化のための省CO2等設備の導入 ZEB・ZEH、断熱改修、ゼロカーボンドライブ、その他各種省CO2設備等	<p>①～⑤の重点対策の組み合わせ等</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①屋根置きなど自家消費型の太陽光発電</li> <li>②地域共生・地域裨益型再エネの立地 (未利用地、ため池、廃棄物最終処分場等を活用した、再エネ設備の設置事業)</li> <li>③業務ビル等の徹底省エネ・ZEB化誘導</li> <li>④住宅・建築物の省エネ性能等の向上 (ZEB、ZEH、既存住宅断熱改修事業)</li> <li>⑤ゼロカーボン・ドライブ</li> </ol>	官民連携により民間事業者が裨益する自営線マイクログリッドを構築する地域等において、温室効果ガス排出削減効果の高い再エネ・省エネ・蓄エネ設備等の導入を支援
<b>再エネ設備</b> ・地域の再エネポテンシャルを最大限活かした再エネ等設備の導入 再エネ発電設備 (太陽光、風力、バイオマス等)、再エネ熱・未利用熱利用設備等	<b>基盤インフラ設備</b> ・地域再エネ等の利用の最大化のための基盤インフラ設備の導入 蓄エネ設備、自営線、再エネ由来水素関連設備、エネマネシステム等	<b>省CO2等設備</b> ・地域再エネ等の利用の最大化のための省CO2等設備の導入 ZEB・ZEH、断熱改修、ゼロカーボンドライブ、その他各種省CO2設備等				
<b>備考</b>	<p>・FIT、FIP制度の適用を受ける場合や売電を主たる目的とする場合は対象外</p> <p>・改正地球温暖化対策推進法を受けて改定された地球温暖化対策計画（令和3年10月22日閣議決定）及び政府実行計画（令和3年10月22日閣議決定）に基づき、地方公共団体実行計画の策定又は改定が事業計画初年度中までになされていることが必須</p> <p>※1 風力・水力発電設備や基盤インフラ等の一部は、財政力指数等により交付率 3 / 4</p> <p>※2 特定地域脱炭素移行加速化交付金を活用する場合の両交付金合計の上限額： 50億円 + (特定地域脱炭素移行加速化交付金の交付額の 1 / 2 (上限10億円))</p>					

<参考：交付スキーム>

(a) 地方公共団体が事業を実施する場合

国



地方公共団体

(b) 民間事業者等が事業を実施する場合

国



地方公共団体



民間事業者等

---

# 地域脱炭素政策の今後の在り方

---

# 地域脱炭素政策の今後の在り方に関する検討会について

- ◆ 地域脱炭素政策の推進については、国・地方脱炭素実現会議による地域脱炭素ロードマップ策定及びこれを踏まえた地球温暖化対策計画の改訂以降、2025年度までの5年間を集中期間として、あらゆる分野において、関係省庁が連携して、脱炭素を前提とした施策を総動員していく方針に沿って、取組を進めてきた。
- ◆ 政府としては、地球温暖化対策計画の見直しを含めた気候変動対策について、今年度末日途の計画改訂を目指して審議していくこととしており、地域脱炭素政策についても2026年以降の取組について具体化を図る必要があるため、地域脱炭素政策の今後の在り方について、高度な識見を有する学識経験者等に御検討いただくことを目的として、「地域脱炭素政策の今後の在り方に関する検討会」を開催。
- ◆ 11/14に開催した第8回検討会にて、取りまとめ（案）を議論し、座長一任となった。

委員名	所属
秋元 孝之	芝浦工業大学 建築学部長・教授
皆藤 寛	日本・東京商工会議所 産業政策第二部課長
白戸 康人	国立研究開発法人 農業・食品産業技術総合研究機構 気候変動緩和策研究領域長
末吉 里花	一般社団法人エシカル協会 代表理事
諏訪 孝治	長野県 環境部長
勢一 智子	西南学院大学 法学部 教授
竹ヶ原啓介	政策研究大学院大学 教授
谷口 守	筑波大学 システム情報系社会工学域 教授
西尾チヅル	筑波大学 副学長

## オブザーバー

内閣府（地方創生）、消費者庁、金融庁、文部科学省、総務省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、全国知事会、全国市長会、全国町村会、全国地方銀行協会、第二地方銀行協会、全国信用金庫協会

## 開催概要

- 第1回：6月28日（金）  
地域脱炭素政策の進捗状況  
(環境省の地域脱炭素政策の取組状況説明)
- 第2回：7月25日（木）  
地域脱炭素政策の進捗状況  
(環境省及び関係府省の地域脱炭素政策の取組状況説明)
- 第3回：8月1日（木） 地方公共団体ヒアリング
- 第4回：9月10日（火） 民間事業者等ヒアリング
- 第5回：9月25日（水） 金融機関等ヒアリング
- 第6回：10月8日（火） 論点整理
- 第7回：10月29日（火） 取りまとめ骨子（案）
- 第8回：11月14日（木） 取りまとめ（案）

# (参考) 地域脱炭素政策の今後の在り方に関する検討会 取りまとめ 概要



## 2050カーボンニュートラルに向けた地域脱炭素の状況

- 世界全体の平均気温の上昇を工業化以前の水準よりも1.5℃に抑えるためには、CO2排出量を2050年頃に正味ゼロとすることが必要とされ、我が国においても2020年10月に**2050年カーボンニュートラルを宣言**。一方で、真夏日の増加や大雨の発生頻度の増加、高温による農作物の生育障害等、**気候変動による影響は深刻化**。直近2022年度の我が国の温室効果ガスの排出量は過去最低を記録し、順調な減少傾向が継続しているものの、**中期的目標である2030年度46%削減目標は野心的なものであり、地域・暮らしに密着した地方公共団体が主導する地域脱炭素の取組が必要不可欠**。
- **地域脱炭素ロードマップ**（令和3年6月国・地方脱炭素実現会議策定）**策定以降**、ゼロカーボンシティ宣言地方公共団体数の増加等、**地域脱炭素の動きは加速**。また、各地において、地場産業育成、農林産業振興、公共交通維持、観光地活性化、防災力強化、再エネの売電収益による地域課題解決等、地方公共団体主導で**各地域の特性を活かした、脱炭素の取組を通じた地域経済活性化の事例**が出てきている。

### 顕在化した課題

- 小規模地方公共団体を始め、**人材・人員不足や財源不足**が課題。地域経済牽引の中核となる中小企業等においても、同様に人材不足や資金不足が課題。
- **再エネ導入に伴う地域トラブル**の増加を踏まえ、地域共生型・地域裨益型の再エネ導入が一層必要。
- **系統負荷軽減**の観点から、**再エネの自家消費及び地域内消費による地産地消**がますます重要。

### 考慮すべき新たな技術等

- 軽量・柔軟で従来設置困難な場所にも導入可能となるペロブスカイト太陽電池や、DXを活用した高度なエネルギーマネジメント等の、**課題を克服するための新たな技術への対応**も必要。
- 順次実用化する**グリーンスチール**等の脱炭素型製品の実装が必要。
- データセンター等の**エネルギー需要の多い施設のニーズが増加**しており、それらの施設を再エネポテンシャルが高い地域に立地させ、**地域内の経済循環**につなげていくことが重要。

## 地域脱炭素施策の全体像と方向性

- **顕在化してきた課題や考慮すべき新たな技術等に対応しつつ、脱炭素の取組が地域のステイクホルダーにとってメリットとなるよう、産業振興やレジリエンス強化といった地域課題との同時解決・地方創生に資する形で進めることを基本とし、脱炭素ドミノ・全国展開を図る**。
- **地域に根ざす都道府県、市町村、金融機関や中核企業など様々な主体が中心となって取組を補完し合い、「産官学金労言」を挙げた施策連携体制を構築**することが重要であり、**地方公共団体が中心**となって、脱炭素の大きな**ムーブメント**を起こし、**脱炭素型地域経済**に移行。
- 国として、引き続き、地域脱炭素の取組に関わるあらゆる政策分野において、脱炭素を主要課題の一つとして位置付け、必要な施策の実行に全力で取り組んでいくため、**2026年度以降2030年度までの5年間を新たに実行集中期間**として位置付け、更なる施策を積極的に推進し、**地域特性**に応じた再エネを活用した**創意工夫**ある地域脱炭素の取組を展開する（「**地域脱炭素2.0**」）。

※ 2030年度までの地域脱炭素に係る再エネの追加導入目標は、引き続き、公共率先6.0GW、地域共生型太陽光4.1GW、地域共生型再エネ4.1GW、陸上風力0.6GWとして関係府省と連携して実現を目指す。

# 地域脱炭素に関する課題と主な施策の方向性



※「地域脱炭素政策の今後の在り方検討会」取りまとめ（案）より  
課題等と関連する主な施策の方向性一部抜粋

## 顕在化した課題

○小規模地方公共団体を始め、**人材・人員不足や財源不足**が課題。地域経済牽引の中核となる中小企業等においても、同様に人材不足や資金不足が課題。

➢人口1万人未満の市町村について、地球温暖化対策推進法に基づく地方公共団体実行計画（事務事業編：全地方公共団体に策定義務）の策定率は81.1%、同実行計画（区域施策編：当該市町村の策定は努力義務）の策定率は17.4%

➢脱炭素先行地域に選定された市町村のうち、町村が占める割合は約38%、重点対策加速化事業においては約23%（全国の市町村数に占める町村の割合は約54%）

○**再エネ導入に伴う地域トラブル**の増加を踏まえ、地域共生型・地域裨益型の再エネ導入が一層必要。

○**系統負荷軽減**の観点から、**再エネの自家消費及び地域内消費による地産地消**がますます重要。

## 施策の方向性

### 地域脱炭素の横展開

○地方創生に資する脱炭素化の先行的な取組を示す**脱炭素先行地域を2030年度までに少なくとも100地域実現**するとともに、脱炭素の基盤となる重点対策を促進。また、脱炭素先行地域等で得られた**事業性・効率性に関わる知見、実践的な具体のノウハウ**や、地方創生に資する**優良事例・課題克服事例**を、**分野別**に取りまとめ、改めて積極的に**周知・発信**。

### 国、都道府県、市町村、民間企業等の役割分担・連携

- 地方公共団体の**事務事業の脱炭素化**については、全ての地方公共団体に実施責任があることを前提として、**小規模地方公共団体**については、**都道府県や中枢連携都市圏と共同で実施**することを推進。
- 特に小規模な地方公共団体の**区域の脱炭素化**については、**都道府県による実施や連携中枢都市圏等との連携**等による実施を推進。
- 地方公共団体への**専門人材派遣プールの拡充**及び都道府県等による**人材マッチング**を強化。

### 地域共生型・地域裨益型の再エネ導入の推進

- 再エネ促進区域制度**について、**インセンティブ強化**とともに**立地誘導に関する制度的対応**を検討。
- 営農型太陽光発電や地熱発電、小水力発電や風力発電**等を地域共生型で導入推進。**都市と地方との連携**を促進。
- 地方公共団体が関与する**地域エネルギー会社への支援**を検討。

### 系統連携・地域におけるエネルギー需給マネジメント

- 系統増強**とともに、蓄電池の導入や**マイクログリッド**の導入支援等により**自家消費・地域消費による再エネの最大限活用**を促進。

# 地域脱炭素に関する課題と主な施策の方向性



## 考慮すべき新たな技術等

- 軽量・柔軟で従来設置困難な場所にも導入可能となるペロブスカイト太陽電池や、DXを活用した高度なエネルギーマネジメント等の、**課題を克服するための新たな技術への対応**も必要。

- 順次実用化する**グリーンスチール**等の脱炭素型製品の実装が必要。

- データセンター等の**エネルギー需要の多い施設のニーズが増加**しており、これらの施設を再エネポテンシャルが高い地域に立地させ、**地域内の経済循環**につなげていくことが重要。

## 【共通】国からの包括的な支援

- 国が積極的、継続的かつ包括的に資金等の支援の実施

## 施策の方向性

### 新たな技術の地域における実装・需要創出

- **新たな技術等を面的に導入する「地域GXイノベーションモデル事業**（仮称）」について、2026年度以降の支援を検討。
- 住宅の**太陽光発電**や**蓄電池**、**空調**や**給湯器等**の需要側設備、**EV等のモビリティ**や**水素**等も活用し、DXも活用した**高度な地域エネルギーマネジメントシステム**（VPP等）を目指すモデルを構築。
- **コージェネレーションシステム**、**水素**等の**熱の脱炭素化**による**都市GX**を促進。

### 新たな技術の地域における実装・需要創出

- **更なる環境負荷低減が見込まれる**グリーンスチール等の**製品をグリーン購入法**に位置付け、需要を拡大。
- **ペロブスカイト太陽電池**等の新技術の導入を支援。

### 系統連携・地域におけるエネルギー需給マネジメント

- **データセンター等のエネルギー需要の大きい施設を再エネポテンシャルの高いエリアに誘導**する施策を推進。

### 資金支援の在り方

- **地域脱炭素推進交付金**や**地域脱炭素の取組に対する関係府省庁の主な支援ツール・枠組み**による引き続きの支援に加え、新たな技術等への対応を中心に更なる効果的な財政スキームを検討。その際、GX移行債や地方財政措置、民間投資を呼び込む金融手段の活用を検討。

# (参考) 地域脱炭素政策の今後の在り方に関する検討会 取りまとめ 政策の方向性と具体的な取組①～分野横断的な課題への対応～



## ① 地域脱炭素の横展開

- ・地方創生に資する脱炭素化の先行的な取組を示す脱炭素先行地域を2030年度までに少なくとも100地域実現するとともに、脱炭素の基盤となる重点対策を促進。また、脱炭素先行地域等で得られた事業性・効率性に関わる知見、実践的な具体のノウハウや、地方創生に資する優良事例・課題克服事例を、分野別に取りまとめ、改めて積極的に周知・発信。

## ② 国、都道府県、市町村、民間企業等の役割分担・連携

- ・地方公共団体の事務事業の脱炭素化については、全ての地方公共団体に実施責任があることを前提として、小規模地方公共団体については、都道府県や中枢連携都市圏と共同で実施することを推進。
- ・特に小規模な地方公共団体等の区域の脱炭素化については、都道府県による実施や連携中枢都市圏等との連携等による実施を推進。
- ・中小企業等の脱炭素化はこれまでの役割分担を踏まえ都道府県等が主導し、その際必要となる地域金融機関との連携策について検討。

## ③ 情報・技術支援、資金支援、人的支援

### (ア) 情報・技術支援

- ・再エネの自家消費分を把握する観点から、国から直接事業者や住民に支出する補助事業での情報について、地域単位で提供することを検討。

### (イ) 資金支援の在り方

- ・地域脱炭素推進交付金や地域脱炭素の取組に対する関係府省庁の主な支援ツール・枠組みによる引き続きの支援に加え、新たな技術等への対応を中心に更なる効果的な財政スキームを検討。その際、GX移行債や地方財政措置、民間投資を呼び込む金融手段の活用を検討。
- ・新たな技術等を面的に導入する「地域GXイノベーションモデル事業（仮称）」について、2026年度以降の支援を検討。
- ・株式会社脱炭素化支援機構（JICN）、地方公共団体と連携し、地方創生に資する案件を一層支援。

### (ウ) 人的支援・体制強化

- ・地方公共団体への専門人材派遣プールの拡充及び地方環境事務所による人材マッチングを強化。
- ・脱炭素アドバイザー資格認定制度等を促進し、金融機関や中小企業の人材を育成。

## ④ 地域共生型・地域裨益型の再エネ導入の推進

- ・再エネ促進区域制度について、インセンティブ強化とともに立地誘導に関する制度的対応を検討。
- ・営農型太陽光発電や地熱発電、小水力発電や風力発電等を地域共生型で導入推進。都市と地方との連携を促進。
- ・地方公共団体が関与する地域エネルギー会社への支援を検討。

## ⑤ 系統連携・地域におけるエネルギー需給マネジメント

- ・系統増強とともに、蓄電池の導入やマイクログリッドの導入支援等により自家消費・地域消費による再エネの最大限活用を促進
- ・EV等のモビリティや水素等も活用し、DXも活用した高度な地域エネルギーマネジメントシステム（VPP等）を目指すモデルを構築。

## ⑥ 新たな技術の地域における実装・需要創出

- ・ペロブスカイト太陽電池の新技术の導入を支援。また、公設試験研究機関等と連携して行う脱炭素と地域経済活性化に資する取組を推進。
- ・更なる環境負荷低減が見込まれるグリーンステール等の製品をグリーン購入法に位置付け、需要を拡大。

# (参考) 地域脱炭素政策の今後の在り方に関する検討会 取りまとめ 政策の方向性と具体的な取組②～個別分野における課題への対応～

## ① 公共施設等の脱炭素化（率先行動・レジリエンス強化）

- ・複数地方公共団体による公共施設への再エネの共同調達・設置等によりスケールメリットを活かした公共施設等の脱炭素化を加速。
- ・レジリエンスの強化に資する避難施設・防災拠点等の公共施設等への再エネ・蓄電池の導入を加速。
- ・廃棄物処理施設及び上下水道施設も含めた公共施設について、地方公共団体による率行的な取組を加速。

## ② 住宅・建築物等の脱炭素化（くらしの質の向上・地元企業育成）

- ・太陽光発電設備設置義務化条例等の先進地方公共団体における知見の横展開を図るとともに、建築物省エネ法において、戸建住宅に係る住宅トップランナー基準として太陽光発電設備の設置に係る目標を設定。
- ・建築物省エネ法に基づく省エネ基準がZEH・ZEB水準まで引き上げられることを念頭に、工務店を始めとする関係者の理解醸成・能力向上等の取組を進めるとともに、断熱窓や高効率給湯器の導入等の省エネ改修の支援を実施。

## ③ 循環経済への移行を通じた脱炭素化

- ・フードドライブを始めとした食品ロス削減に向けた取組、プラスチック資源循環促進法に基づく取組や、資源循環高度化法に基づく取組等により循環経済への移行を進める。
- ・廃棄物処理施設の広域化・集約化を促進するとともに、廃棄物発電を促進し、地域エネルギーセンターとしての役割発揮を推進する。
- ・2030年代後半に大量排出が懸念されている使用済太陽光パネルについて、適正なリユース・リサイクル・廃棄の制度を検討。

## ④ 脱炭素型まちづくり

- ・立地適正化計画の実行性向上によりコンパクトシティ化を進めるとともに、改正都市緑地法に基づき緑地確保を促進し、空港・港湾・ダム・道路等のインフラ空間の脱炭素化を促進。
- ・電動車の導入や公共交通への利用転換を通じ、モビリティの脱炭素化を促進。
- ・データセンター等のエネルギー需要の大きい施設を再エネポテンシャルの高いエリアに誘導する施策を推進
- ・コージェネレーションシステム、水素等の熱の脱炭素化による都市GXを促進。

## ⑤ 食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立

- ・みどりの食料システム法に基づく認定の拡大や、クロスコンプライアンスの本格実施等の取組により農林水産業の脱炭素化を図る。
- ・農林水産分野のJ-クレジットの創出拡大を推進。

## ⑥ 脱炭素型ライフスタイルへの転換（見える化・行動変容）

- ・カーボンフットプリント表示の共通化に向けた取組により温室効果ガス排出量の見える化や消費者の行動変容を推進するとともに、「デコ活」を推進。
- ・住民や事業者等の理解及び行動変容を促すため、多様な主体が参加するフォーラムを地方環境事務所単位の地域ブロックで開催。

# (参考) 地域脱炭素に関する国と地方の意見交換会 (第2回)

## 【地域脱炭素に関する国と地方の意見交換会】

日時：令和6年11月15日(金)16:00～17:00

場所：環境省省議室（中央合同庁舎第5号館24階）

出席者：環境省 浅尾 慶一郎（環境大臣）  
中田 宏（環境副大臣）  
小林 史明（環境副大臣）  
五十嵐 清（環境大臣政務官）  
山梨県知事 長崎 幸太郎（全国知事会 脱炭素・地球温暖化対策副本部長）  
稲城市長 高橋 勝浩（全国市長会 環境対策特別委員会委員長）※オンライン参加  
葛巻町長 鈴木 重男（全国町村会副会長）



---

## 参考（財政支援）

---

# 地域脱炭素推進交付金

(地域脱炭素移行・再エネ推進交付金、特定地域脱炭素移行加速化交付金等)



【令和7年度要求額 76,221百万円 (42,520百万円)】環境省  
【令和5年度補正予算額 (13,500百万円)】

意欲的な脱炭素の取組を行う地方公共団体等に対して、地域脱炭素推進交付金により支援します。

## 1. 事業目的

「地域脱炭素ロードマップ」（令和3年6月9日第3回国・地方脱炭素実現会議決定）、地球温暖化対策計画（令和3年10月22日閣議決定）及び脱炭素成長型経済構造移行推進戦略（「GX推進戦略」、令和5年7月28日閣議決定）等に基づき、民間と共同して意欲的に脱炭素に取り組む地方公共団体等に対して、地域の脱炭素への移行を推進するために本交付金を交付し、複数年度にわたり継続かつ包括的に支援する。これにより、地球温暖化対策推進法と一体となって、少なくとも100か所の「脱炭素先行地域」で、脱炭素に向かう地域特性等に応じた先行的な取組を実施するとともに、脱炭素の基盤となる「重点対策」を全国で実施し、国・地方連携の下、地域での脱炭素化の取組を推進する。

## 2. 事業内容

### (1) 地域脱炭素移行・再エネ推進交付金

- ①脱炭素先行地域づくり事業への支援
- ②重点対策加速化事業への支援

### (2) 特定地域脱炭素移行加速化交付金【GX】

民間裨益型自営線マイクログリッド等事業への支援

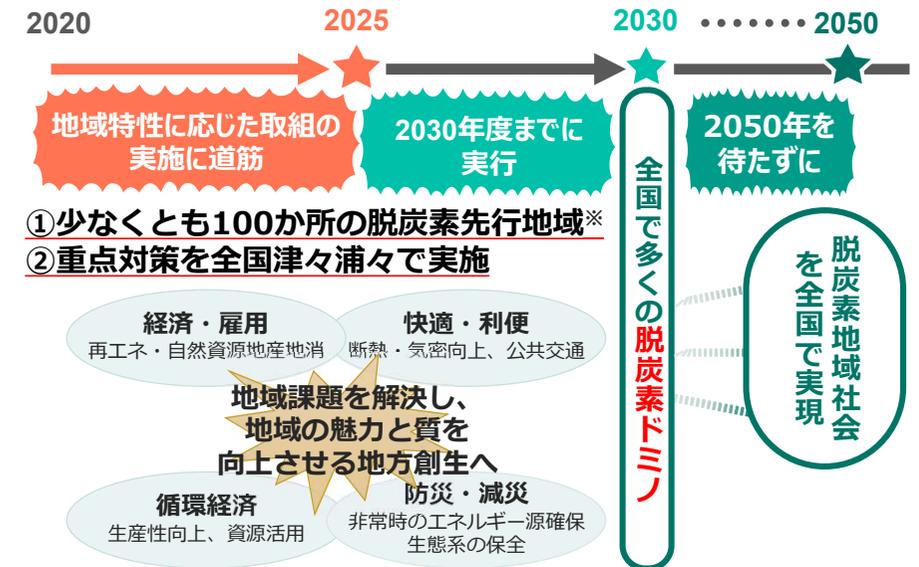
### (3) 地域脱炭素施策評価・検証・監理等事業

脱炭素先行地域・重点対策加速化事業を支援する地域脱炭素推進交付金についてデータ等に基づき評価・検証し、事業の改善に必要な措置を講ずるとともに、適正かつ効率的な執行監理を実施する。

## 3. 事業スキーム

- 事業形態 (1) (2) 交付金、(3) 委託費
- 交付対象・委託先 (1) (2) 地方公共団体等、(3) 民間事業者・団体等
- 実施期間 令和4年度～令和12年度

## 4. 事業イメージ



※地域特性・地域課題等で類型化  
先進性・モデル性等を評価し、評価委員会で選定

### <参考：(1) (2) 交付スキーム>



お問合せ先： 環境省大臣官房地域脱炭素推進審議官グループ地域脱炭素事業推進課 電話：03-5521-8233

# 地域脱炭素推進交付金 事業内容

(1) 地域脱炭素移行・再エネ推進交付金		(2) 特定地域脱炭素移行 加速化交付金【GX】	
事業区分	脱炭素先行地域づくり事業	重点対策加速化事業	
交付要件	○脱炭素先行地域に選定されていること (一定の地域で民生部門の電力消費に伴うCO2排出実質ゼロ達成 等)	○再エネ発電設備を一定以上導入すること (都道府県・指定都市・中核市・施行時特例市： 1MW以上、その他の市町村：0.5MW以上)	○脱炭素先行地域に選定されていること
対象事業	<b>1) CO2排出削減に向けた設備導入事業 (①は必須)</b> <b>①再エネ設備整備 (自家消費型、地域共生・地域裨益型)</b> 地域の再エネポテンシャルを最大限活かした再エネ設備の導入 ・再エネ発電設備：太陽光、風力、中小水力、バイオマス等 (公共施設への太陽光発電設備導入はPPA等に限る) ・再エネ熱利用設備/未利用熱利用設備：地中熱、温泉熱等 <b>②基盤インフラ整備</b> 地域再エネ導入・利用最大化のための基盤インフラ設備の導入 ・自営線、熱導管 ・蓄電池、充放電設備 ・再エネ由来水素関連設備 ・エネマネシステム 等 <b>③省CO2等設備整備</b> 地域再エネ導入・利用最大化のための省CO2等設備の導入 ・ZEB・ZEH、断熱改修 ・ゼロカーボンドライブ (電動車、充放電設備等) ・その他省CO2設備 (高効率換気・空調、コジェネ等) <b>2) 効果促進事業</b> 1) 「CO2排出削減に向けた設備導入事業」と一体となって設備導入の効果を一層高めるソフト事業 等	<b>①～⑤のうち2つ以上を実施 (①又は②は必須)</b> <b>①屋根置きなど自家消費型の太陽光発電 ※</b> (例：住宅の屋根等に自家消費型太陽光発電設備を設置する事業) ※公共施設への太陽光発電設備導入はPPA等に限る <b>②地域共生・地域裨益型再エネの立地</b> (例：未利用地、ため池、廃棄物最終処分場等を活用し、再エネ設備を設置する事業) <b>③業務ビル等における徹底した省エネと改修時等のZEB化誘導</b> (例：新築・改修予定の業務ビル等において省エネ設備を大規模に導入する事業) <b>④住宅・建築物の省エネ性能等の向上</b> (例：ZEH、ZEH+、既築住宅改修補助事業) <b>⑤ゼロカーボン・ドライブ ※</b> (例：地域住民のEV購入支援事業、EV公用車を活用したカーシェアリング事業) ※再エネとセットでEV等を導入する場合に限る [ ①⑤については、国の目標を上回る導入量、④については国の基準を上回る要件とする事業の場合、単独実施を可とする。 ]	<b>民間裨益型自営線マイクログリッド等事業</b> 官民連携により民間事業者が裨益する自営線マイクログリッドを構築する地域等において、温室効果ガス排出削減効果の高い再エネ・省エネ・蓄エネ設備等の導入を支援する。
交付率	原則 2 / 3	2 / 3 ~ 1 / 3、定額	原則 2 / 3
事業期間	おおむね 5 年程度		
備考	○複数年度にわたる交付金事業計画の策定・提出が必要 (計画に位置つけた事業は年度間調整及び事業間調整が可能) ○交付金事業について、3年度目に中間評価を実施 ○各種設備整備・導入に係る調査・設計等や設備設置に伴う付帯設備等は対象に含む ○経済成長に資する地域の脱炭素への移行を加速化するための経費については、予算編成過程において検討する		





【令和7年度要求額 5,000百万円 (2,000百万円)】

【令和5年度補正予算額 2,000百万円】



災害・停電時に公共施設等へエネルギー供給が可能な再生可能エネルギー設備等の導入を支援します。

## 1. 事業目的

防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策（令和2年12月11日閣議決定）における「災害時に役立つ避難施設防災拠点の再エネ・蓄エネ設備に関する対策」として、また、地球温暖化対策計画（令和3年10月22日閣議決定）に基づく取組として、地方公共団体における公共施設等への再生可能エネルギーの率先導入を実施することにより、地域のレジリエンス（災害等に対する強靱性の向上）と地域の脱炭素化を同時実現する。

## 2. 事業内容

公共施設等※<sup>1</sup>への再生可能エネルギー設備等の導入を支援し、平時の脱炭素化に加え、災害時にもエネルギー供給等の機能発揮を可能とする。

設備導入事業として、再生可能エネルギー設備、熱利用設備、コージェネレーションシステム（CGS）及びそれらの付帯設備（蓄電池※<sup>2</sup>、充放電設備、自営線、熱導管等）並びに省CO<sub>2</sub>設備（高機能換気設備、省エネ型浄化槽含む）等を導入する費用の一部を補助。

※<sup>1</sup> 地域防災計画により災害時に避難施設等として位置付けられた公共施設及び公用施設、又は業務継続計画により災害等発生時に業務を維持すべき公共施設及び公用施設（例：防災拠点・避難施設・広域防災拠点・代替庁舎など）に限る。

※<sup>2</sup> 蓄電池としてEVを導入する場合は、通信・制御機器、充放電設備又は充電設備とセットで外部給電可能なEVに蓄電容量の1/2×4万円/kWhを補助。

※ 都道府県・指定都市による公共施設等への太陽光発電設備導入はPPA等に限る。

## 3. 事業スキーム

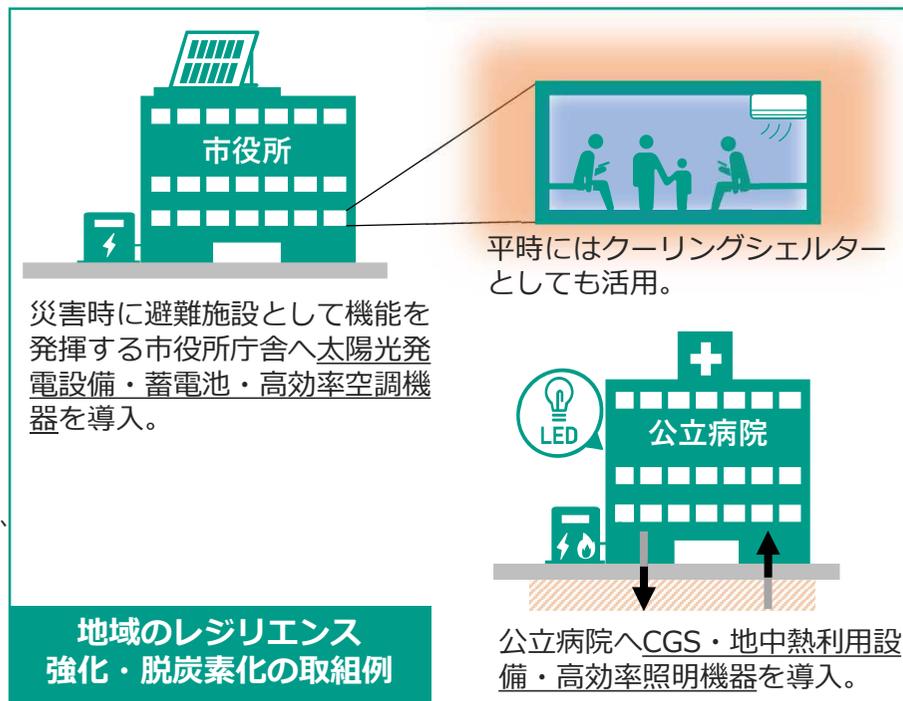
■ 事業形態 間接補助 都道府県・指定都市：1/3、市区町村（太陽光発電又はCGS）：1/2、市区町村（地中熱、バイオマス熱等）及び離島：2/3

■ 補助対象 地方公共団体 PPA・リース・エネルギーサービス事業で地方公共団体と共同申請する場合に限り、民間事業者・団体等も可

■ 実施期間 令和3年度～令和7年度

## 4. 支援対象

- 地域防災計画により災害時に避難施設等として位置付けられた公共施設等
  - 業務継続計画により、災害等発生時に業務を維持すべき公共施設等
- ← 導入
  - ・再エネ設備
  - ・蓄電池
  - ・CGS
  - ・省CO<sub>2</sub>設備
  - ・熱利用設備 等



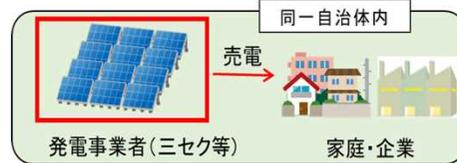
# 地方財政措置（脱炭素化推進事業債等）

- GX実現に向けた基本方針(令和5年2月10日閣議決定)において、地域脱炭素の基盤となる重点対策(再生可能エネルギーや電動車の導入等)を率先して実施することとされるなど、地方団体の役割が拡大したことを踏まえ、公共施設等の脱炭素化の取組を計画的に実施できるよう、令和5年度より「脱炭素化推進事業費」を計上し、脱炭素化推進事業債を創設
- 脱炭素化推進事業債について、再生可能エネルギーの地産地消を一層推進するため、地域内消費を主たる目的とする場合(第三セクター等に対する補助金)を対象に追加
- 過疎地域における取組を推進するため、過疎対策事業債において「脱炭素化推進特別分」を創設

## 1. 脱炭素化推進事業債

### 【対象事業】

- 地方公共団体実行計画に基づいて行う公共施設等の脱炭素化のための地方単独事業(再生可能エネルギー、公共施設等のZEB化、省エネルギー、電動車)
- 「再生可能エネルギー設備」の整備について、「地域内消費」を主目的とするもの(第三セクター等に対する補助金)を対象に追加



【事業期間】令和7年度まで（地球温暖化対策計画の地域脱炭素の集中期間と同様）

【事業費】1,000億円

## 2. 公営企業の脱炭素化

- 公営企業については、脱炭素化推進事業債と同様の措置に加え、公営企業に特有の事業(小水力発電(水道事業等)やバイオガス発電、リン回収(下水道事業)、電動バス(EV、FCV、PHEV)の導入(バス事業)等)についても措置

※ 地方公共団体のGXの取組を支援するための専門アドバイザーの派遣(派遣経費は地方公共団体金融機構が負担)を一般会計にも拡充

## 3. 過疎対策事業債・辺地対策事業債における対象設備の明確化及び過疎対策事業債における「脱炭素化推進特別分」の創設

- 過疎対策事業債(充当率100%、交付税措置率70%)の対象事業について、次のとおり明確化。
  - ・蓄電池・自営線・エネルギーマネジメントシステム等の基盤インフラ設備は、再エネに付帯するものは対象。
  - ・省CO2設備とZEBは、学校・公民館等の過疎債対象施設の場合は対象(庁舎等は対象外)
  - ・電動車は、スクールバス、除雪車、消防車両、ごみ運搬車、患者輸送車等の過疎債対象の車両は対象(通常の公用車は対象外)
  - ・再生可能エネルギーを活用して電気等を製造する施設は、地場産業の振興に資する施設として対象(第三セクター等に対する補助金を含む)。
- 辺地対策事業債(充当率100%、交付税措置率80%)の対象事業について、次のとおり明確化。
  - ・公民館・診療所等の辺地債対象施設における再エネ施設、省エネ施設、ZEB化、省エネ改修等は対象。
  - ・再生可能エネルギーを活用して電気等を製造する施設は、地場産業の振興に資する施設として対象(第三セクター等に対する補助金を含む)。
- 過疎対策事業債の対象施設において実施する再生可能エネルギー設備(※)及び公共施設等のZEB化を「脱炭素化推進特別分」と位置付け、他の事業に優先して同意等を行う。
  - ※ 「地域内消費」を主目的とする再生可能エネルギー設備の整備のうち、国庫補助事業については、国庫補助を受けることにより、独立採算が可能と考えられることから、原則として過疎対策事業債の対象外。地方単独事業については、施設整備に要する経費の1/2を上限とし、これを上回る部分は原則として対象外。

## 【地方財政措置】脱炭素化推進事業債

対象事業	充当率	交付税措置率
再生可能エネルギー (太陽光・バイオマス発電、熱利用等) 公共施設等のZEB化	90%	50%
省エネルギー (省エネ改修、LED照明の導入)		財政力に応じて 30~50%
公用車における電動車の導入 (EV、FCV、PHEV)		30%
第三セクター等における再生可能エネルギー 設備整備(地域内消費を主目的とする事 業)に対する補助 ※事業費の1/2を上限	90%	50%

※ 再エネ・ZEB化は、新築・改築とも対象

# 地方財政措置（人材育成）

## 1. 中小企業のリスキングに係る地方財政措置

【対象事業】 地域に必要な人材確保のため、デジタル・グリーン等成長分野に関するリスキングの推進に資する、

①経営者等の意識改革・理解促進、②リスキングの推進サポート等、③従業員の理解促進・リスキング支援

※ 地域職業訓練実施計画（職業能力開発促進法第15条第1項の協議会で策定する計画）に位置付けられる地方単独事業を対象

【事業期間】 令和8年度まで（「人への投資」パッケージの終了年度と同様）

【地方財政措置】 特別交付税措置（措置率0.5）

## 2. 地方公務員のリスキングに係る地方交付税措置の拡充・創設

○ 都道府県・市町村が、「人材育成・確保基本方針」において、特に重点的に取り組むとして明示した新たな政策課題に関し実施する研修を対象として、地方交付税措置を創設。

（1）自団体職員を対象とする場合

都道府県：普通交付税措置

市町村：特別交付税措置（措置率0.5）

（2）都道府県等が市町村職員を対象とする場合

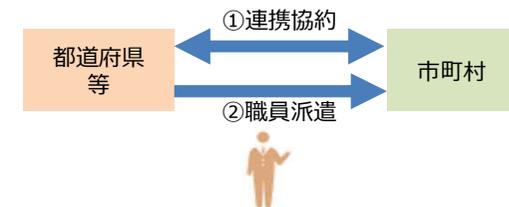
特別交付税措置（措置率0.5）

- 「新たな政策課題」とは、団体ごとに特に解決が必要と考える課題（例：GX、スタートアップ支援、インバウンド戦略、多文化共生等）。
- 「人材育成・確保基本方針」等において、特に必要となる人材について定量的な目標を設定する場合は対象。

## 3. 地方公務員の人材確保に係る地方交付税措置の創設

○ 都道府県等が、市町村と連携協約を締結の上、当該市町村が地域の実情に応じて必要とする専門人材（連携協約において規定。保健師・保育士・税務職員等）を確保し、派遣する取組を対象として、特別交付税措置を創設

【地方財政措置】特別交付税措置（措置率0.5）



- 派遣を受ける市町村については、政令指定都市・中核市・県庁所在地を除く市町村が対象。
- 派遣を受ける市町村に負担金が生じる場合は、派遣初年度のみが対象。

